

## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

### 3.1 地域特性を把握する範囲

対象事業実施区域周辺における自然的状況及び社会的文化的状況（以下、「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。

本事業の地域特性を把握する範囲は、図 3.1-1 に示すとおりである。対象事業により環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲は、特に広域的に影響が生じる可能性がある景観に係るものであるため、新施設整備区域から約 2.5km<sup>注</sup> 圏内に含まれる松山市及び松前町の範囲と考えられる。

地域特性の把握にあたっては、これらの市町に加え、隣接する伊予市、砥部町を含む陸域の範囲を対象とした（以下、「調査区域」という。）。

ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、松山市、松前町、伊予市、砥部町のそれぞれ全域を対象とした。また、本事業の特性を考慮し、廃棄物処理に関する計画の内容については、松山ブロックの全市町（松山市、松前町、伊予市、砥部町、東温市、久万高原町）を対象とした。

---

注) 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）において、構造物の視認性等を考慮した調査対象地域の設定の目安が示されている。同技術手法では、「構造物等の見えが十分小さくなる距離を算出するには、熟視角（対象をはっきりと見ることのできる視角）の概念を援用し、構造物等の見えが熟視角よりも小さくなれば、その景観上の存在感は十分小さいと判断する。」とされており、一般的に1°～2°が使用されている熟視角について、「熟視角を1°とした場合は、対象をその大きさの約58倍の距離から見た場合に相当する」との記載がある。この考え方に準拠すると、新施設が取りうる最大の煙突高さ（44m）を想定した場合、熟視角は $44\text{m} \times 58 = \text{約}2.5\text{km}$ となる。以上より、新施設整備区域から約2.5kmの範囲を景観に係る環境影響を受けるおそれがあると想定した。

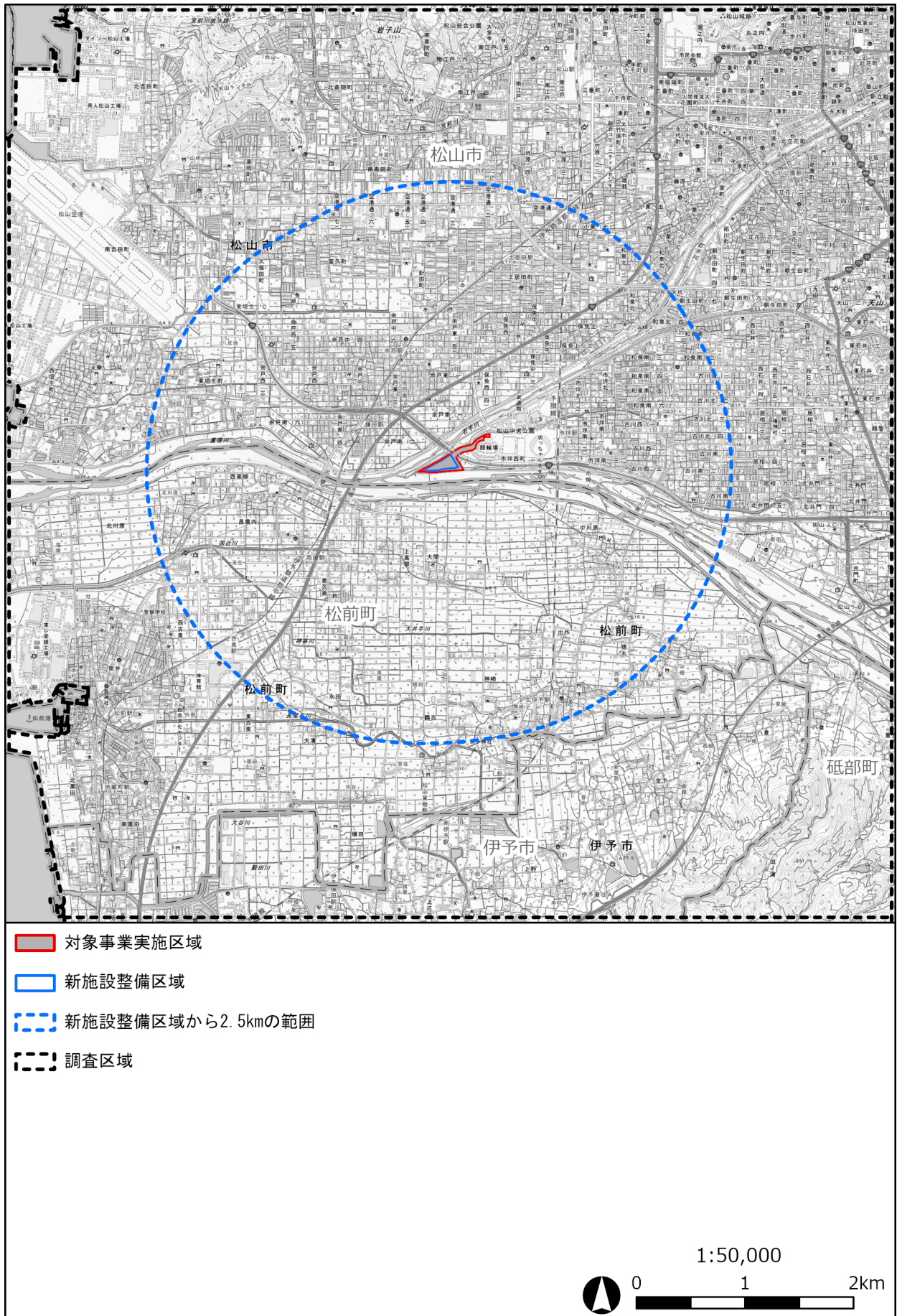


図 3.1-1 地域特性を把握する範囲

### 3.2 自然的状況

#### 3.2.1 大気環境の状況

##### (1) 気象

対象事業実施区域及びその周囲における気象観測地点は図 3.2-1 に示すとおりであり、それぞれ表 3.2-1 に示す項目を観測している。

各地点の風配図は、図 3.2-2 に示すとおりである。対象事業実施区域に最も近い富久町一般環境大気測定局では西及び東の風が卓越している。

松山地方気象台及び松山南吉田観測所における令和6年度の降水量・平均気温・平均風速の観測結果は、表 3.2-2 に示すとおりである。

月別降水量については、松山地方気象台では 6.5～363.0mm、松山南吉田観測所では 4.5～342.0mm であり、両地点ともに6月が最も多い。

月別平均気温は、松山地方気象台では 5.0～29.9℃、松山南吉田観測所では 5.3～28.8℃であり、両地点ともに2月が最も低く、8月が最も高い。

月別平均風速については、松山地方気象台では 1.9～2.6m/s、松山南吉田観測所では 2.4～5.6m/s である。松山地方気象台では全体的にほぼ一定の値であり、松山南吉田観測所では12～2月の値がその他の月と比較して高くなっている。

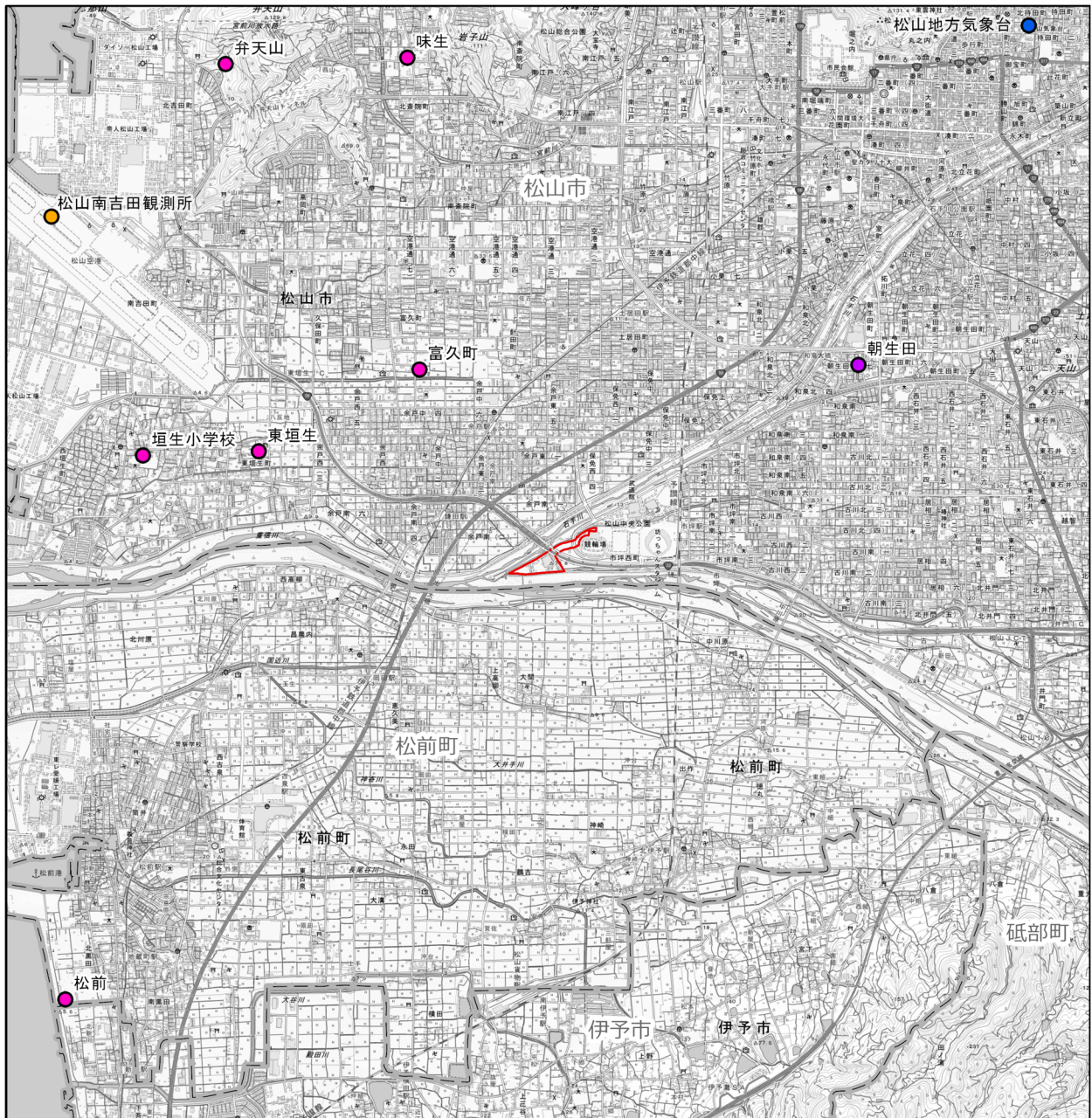
表 3.2-1 気象観測項目

観測地点		項目								
		気圧	降水量	気温	湿度	風向・風速	日照時間	全天日射量	雪	大気現象 (雪、霧、雷)
気象観測所	松山地方気象台	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	松山南吉田観測所		○	○		○				
一般環境大気測定局	富久町					○				
	味生					○				
	垣生小学校					○				
	東垣生					○				
	弁天山					○				
自動車排出ガス測定局	朝生田					○				

注) 空欄は観測していないことを示す。

出典：「過去の気象データ検索」(令和7年10月閲覧、気象庁ホームページ)

「大気汚染常時監視データ」(令和7年10月閲覧、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)



対象事業実施区域



松山地方気象台



松山南吉田観測所



一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局

出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年10月閲覧、気象庁ホームページ）

「大気汚染常時監視データ」（令和7年10月閲覧、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

1:50,000

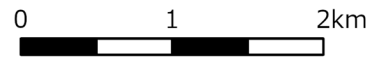
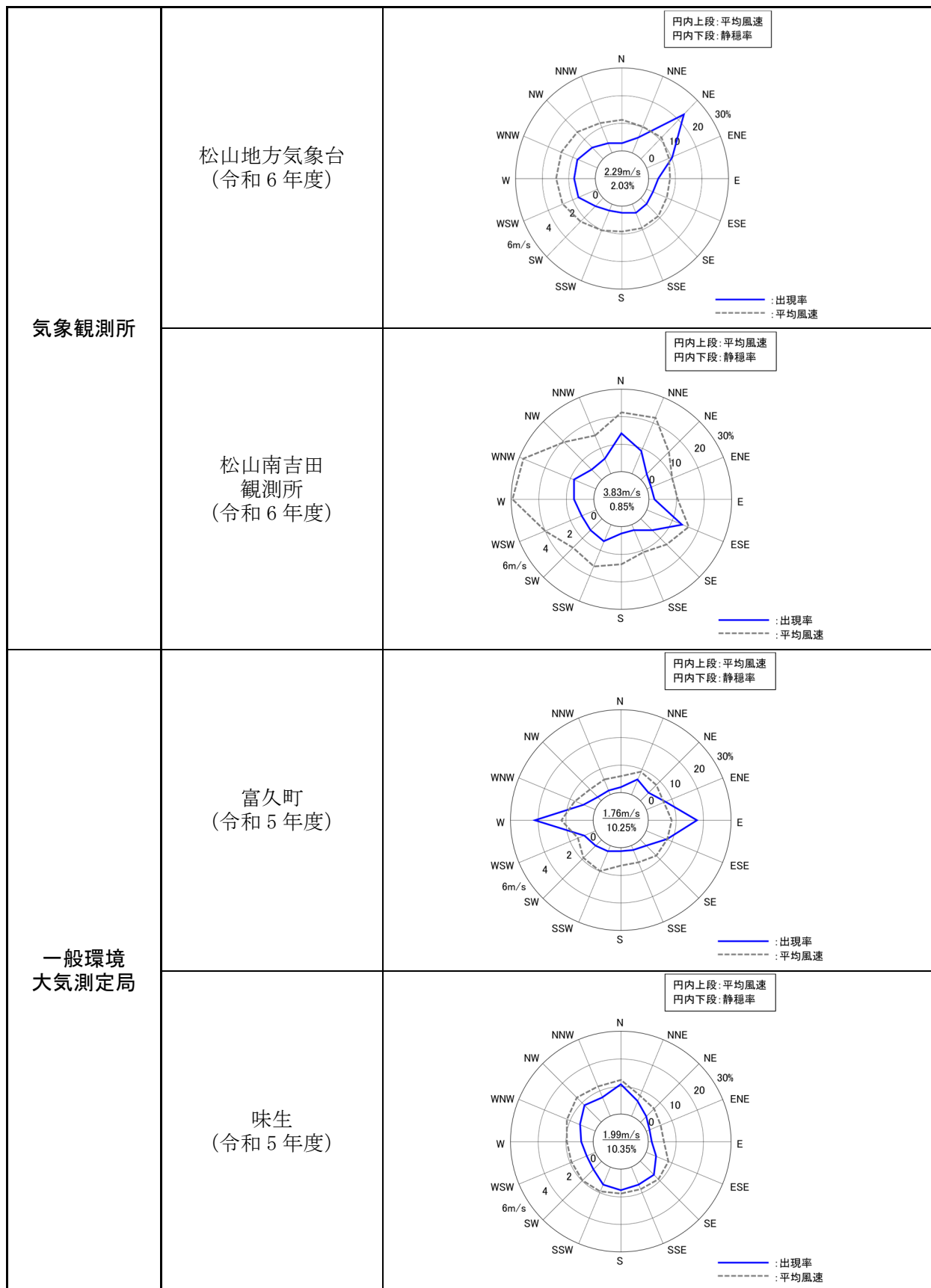


図 3.2-1 対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所及び大気汚染常時監視測定局



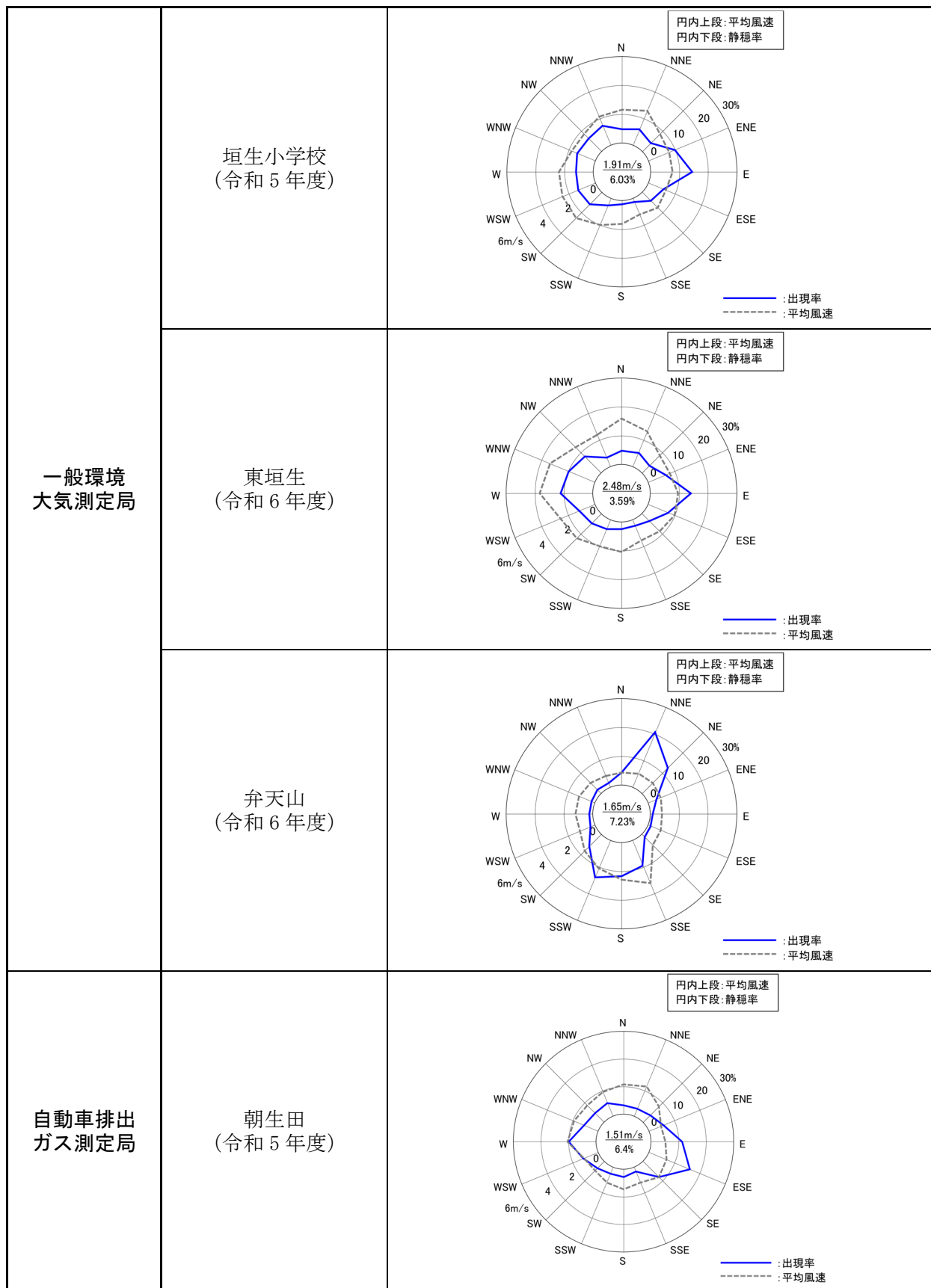
注1) 各観測地点にて公表されている最新年度のデータを活用して作成した。

注2) 風速0.4m/s以下を静穏とした。

出典: 「大気汚染常時監視データ」(令和7年10月閲覧、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

「過去の気象データダウンロード」(令和7年10月閲覧、気象庁ホームページ)

図 3.2-2(1) 風配図



注1) 各観測地点の最新年度の公表データを基に作成した。なお、東垣生、弁天町は松山市資料を使用した。

注2) 風速0.4m/s以下を静穏とした。

出典：「大気汚染常時監視データ」（令和7年10月閲覧、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

「過去の気象データダウンロード」（令和7年10月閲覧、気象庁ホームページ）

「松山市資料」（令和7年10月、松山市）

図 3.2-2(2) 風配図

表 3.2-2 月別降水量・月別平均気温・月別平均風速(令和6年度)

項目	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別 降水量 (mm)	松山地方 气象台	144.5	282.5	363.0	347.5	184.0	36.0	154.0	186.0	6.5	31.0	28.0	108.0
	松山南吉田 観測所	137.0	247.0	342.0	298.0	154.5	27.5	137.0	200.5	4.5	26.0	34.5	104.5
月別 平均気温 (°C)	松山地方 气象台	17.2	19.5	23.5	29.0	29.9	28.0	21.6	14.9	8.6	6.3	5.0	11.3
	松山南吉田 観測所	16.1	18.5	22.3	27.4	28.8	27.3	21.7	15.4	9.2	6.7	5.3	11.0
月別 平均風速 (m/s)	松山地方 气象台	1.9	2.3	2.0	2.2	2.2	2.1	1.9	2.2	2.6	2.5	2.6	2.4
	松山南吉田 観測所	3.0	3.4	2.9	2.4	2.6	2.8	3.5	4.4	5.6	5.1	5.3	4.3

注) 令和6年4月1日～令和7年3月31日までのデータを集計。

出典: 「過去の気象データダウンロード」 (令和7年10月閲覧、気象庁ホームページ)

## (2) 大気質

### 1) 大気質の測定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、大気汚染常時監視測定局として富久町測定局、味生測定局、垣生小学校測定局、松前測定局、東垣生測定局、弁天山測定局、朝生田測定局が存在する。各測定局の測定項目は表 3.2-3 に、測定局の位置は図 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-3 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局における測定項目

区分	測定局名	用途地域	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	風向	風速
一般環境 大気測定局	富久町	未	○	○	○		○	○	○	○
	味生	住	○	○	○			○	○	○
	垣生 小学校	準工	○	○	○	○	○	○	○	○
	松前	未						○		
	東垣生	準工	○	○	○	○	○		○	○
	弁天山	未	○		○				○	○
自動車排出 ガス測定局	朝生田	商	○	○	○	○	○	○	○	○

注1) 用途地域の欄の「未」は用途地域の指定無し、「住」は第一種住居地域、「準工」は準工業地域、「商」は商業地域をそれぞれ示す。

注2) 空欄は測定していないことを示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「大気汚染常時監視データ」（令和7年10月閲覧、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

「松山市都市計画総括図」（令和7年3月、松山市ホームページ）

### ① 二酸化硫黄

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-4に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準を下回っていた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値と日平均値の2%除外値の推移は図3.2-3に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

表 3.2-4 二酸化硫黄測定結果（令和5年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)		(時間)	(%)	(日)	(%)				
富久町	356	8,516	0.001	0	0	0	0	0.036	0.004	○	0
味生	364	8,702	0.003	0	0	0	0	0.066	0.010	○	0
垣生小学校	362	8,682	0.002	0	0	0	0	0.071	0.006	○	0
東垣生	360	8,632	0.002	0	0	0	0	0.046	0.007	○	0
弁天山	358	8,599	0.004	0	0	0	0	0.089	0.010	○	0
朝生田(自)	358	8,652	0.001	0	0	0	0	0.022	0.004	○	0

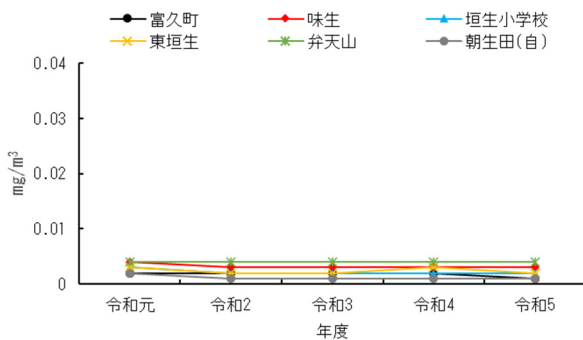
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

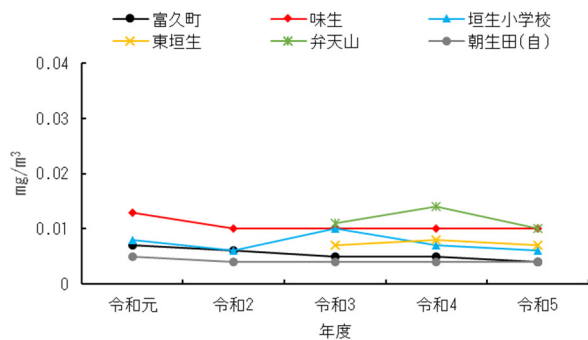
出典：「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

【年平均値】



【日平均値の2%除外値】



注1) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

注2) 東垣生局及び弁天山局は、平成30年度～令和元年度のデータが公表されていないため記載していない。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

図 3.2-3 二酸化硫黄経年変化（令和元年度～令和5年度）

## ② 窒素酸化物

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-5に示すとおりであり、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を下回っていた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値と日平均値の年間98%値の推移は図3.2-4に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

表 3.2-5 窒素酸化物測定結果（令和5年度）

### 【一酸化窒素(NO)】

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
富久町	352	8,482	0.001	0.061	0.005
味生	358	8,589	0.002	0.042	0.005
垣生小学校	353	8,563	0.001	0.065	0.007
東垣生	355	8,563	0.001	0.035	0.005
朝生田(自)	358	8,585	0.004	0.323	0.009

### 【二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)】

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.6ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
						(日)	(%)	(日)	(%)	
富久町	352	8,482	0.007	0.046	0.016	0	0	0	0	0
味生	358	8,589	0.008	0.046	0.018	0	0	0	0	0
垣生小学校	353	8,563	0.009	0.054	0.023	0	0	0	0	0
東垣生	355	8,563	0.007	0.040	0.017	0	0	0	0	0
朝生田(自)	358	8,585	0.008	0.069	0.016	0	0	0	0	0

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

### 【窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)】

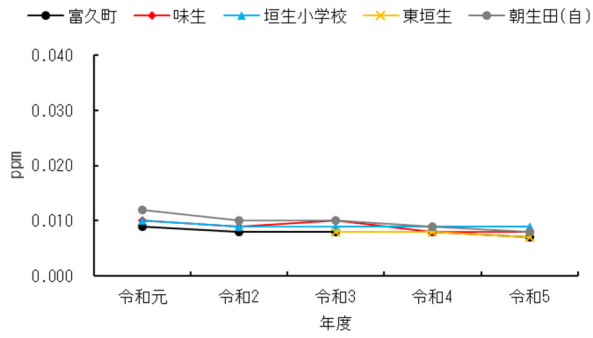
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO <sub>2</sub> /NO <sub>x</sub>
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
富久町	352	8,482	0.008	0.078	0.019	84.4
味生	358	8,589	0.010	0.069	0.022	83.8
垣生小学校	353	8,563	0.011	0.100	0.027	87.1
東垣生	355	8,563	0.009	0.060	0.020	87.7
朝生田(自)	358	8,585	0.012	0.358	0.024	69.7

注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

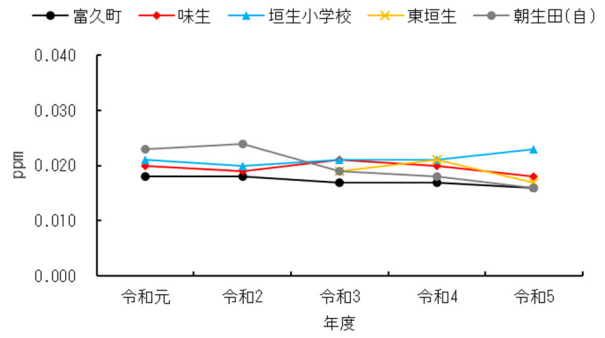
出典：「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

【年平均値】



【日平均値の年間98%値】



注1) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

注2) 東垣生局は、令和元年度～令和2年度のデータが公表されていないため記載していない。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」  
 （令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

図 3.2-4 二酸化窒素経年変化（令和元年度～令和5年度）

### ③ 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-6に示すとおりであり、東垣生で1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた1時間を除き、全ての測定局で環境基準を下回っていた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値と日平均値の2%除外値の推移は図3.2-5に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

表 3.2-6 浮遊粒子状物質測定結果（令和5年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×・無○)	(日)
富久町	356	8,563	0.013	0	0	0	0	0.123	0.031	○	0
味生	364	8,704	0.016	0	0	0	0	0.157	0.036	○	0
垣生小学校	362	8,682	0.011	0	0	0	0	0.082	0.026	○	0
東垣生	361	8,684	0.011	1	0	0	0	0.206	0.027	○	0
弁天山	358	8,599	0.016	0	0	0	0	0.108	0.036	○	0
朝生田(自)	361	8,697	0.014	0	0	0	0	0.087	0.033	○	0

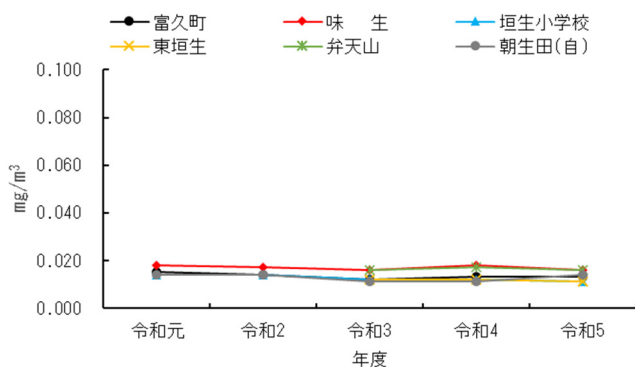
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

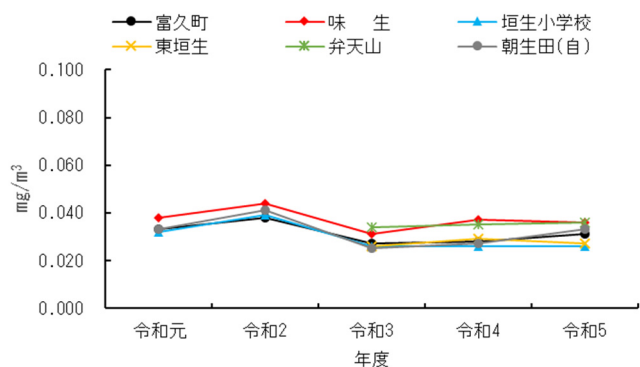
出典：「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

【年平均値】



【日平均値の2%除外値】



注1) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

注2) 東垣生局及び弁天山局は、令和元年度～令和2年度のデータが公表されていないため記載していない。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

図 3.2-5 浮遊粒子状物質経年変化（令和元年度～令和5年度）

#### ④ 一酸化炭素

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-7に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準を下回っていた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値と日平均値の2%除外値の推移は図3.2-6に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

なお、東垣生局においても測定されているが、測定結果は公表されていない。

表 3.2-7 一酸化炭素測定結果（令和5年度）

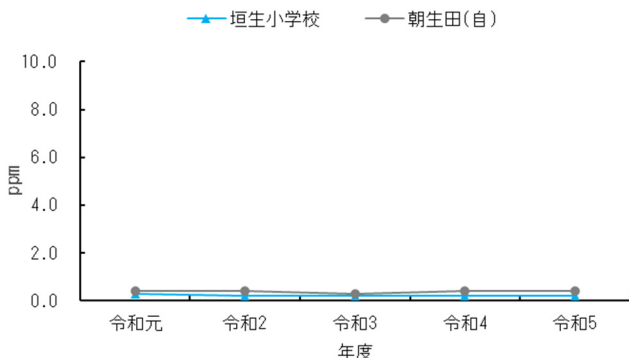
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	(日)			(時間)	(ppm)	(回)	(%)				
垣生小学校	346	8,515	0.2	0	0	0	0	0.8	0.5	○	0
朝生田(自)	354	8,643	0.4	0	0	0	0	2.0	0.8	○	0

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

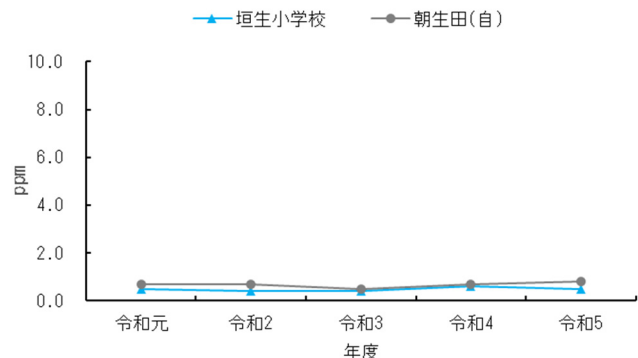
注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

#### 【年平均値】



#### 【日平均値の2%除外値】



注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

図 3.2-6 一酸化炭素経年変化（令和元年度～令和5年度）

### ⑤ 光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-8に示すとおりであり、全ての測定局で昼間（5～20時）の1時間値が0.06ppmを超えた時間があり、環境基準を超過した日が存在していた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値の推移は図3.2-7に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

表 3.2-8 光化学オキシダント測定結果（令和5年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数とその時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
富久町	361	5,294	0.032	44	163	0	0	0.083	0.044
垣生小学校	366	5,362	0.033	56	241	0	0	0.078	0.045
東垣生	366	5,380	0.032	53	230	0	0	0.083	0.045
朝生田(自)	366	5,374	0.032	63	294	0	0	0.089	0.046

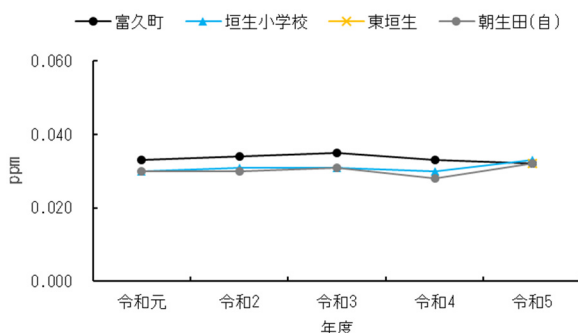
環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「松山市環境報告書～令和5年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

#### 【年平均値】



注1) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

注2) 東垣生局は、令和元年度～令和4年度のデータが公表されていないため記載していない。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

図 3.2-7 光化学オキシダント経年変化（令和元年度～令和5年度）

## ⑥ 微小粒子状物質

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表3.2-9に示すとおりであり、垣生小学校及び松前で日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日があり、環境基準を超過した日が存在していた。それ以外の測定局では、環境基準を下回っていた。また、令和元年度～令和5年度における年平均値の推移は、図3.2-8に示すとおりであり、全ての測定局で概ね横ばいで推移している。

表 3.2-9 微小粒子状物質測定結果（令和5年度）

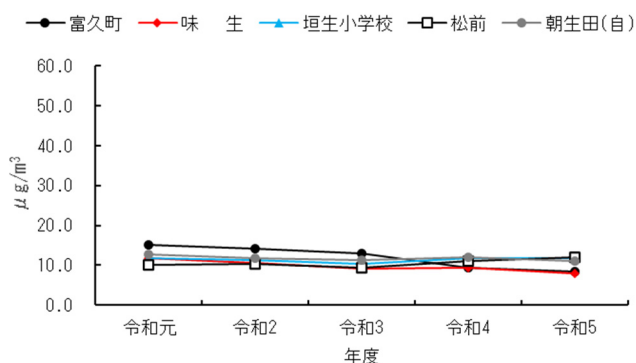
測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	
	(日)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(日)	(%)
富久町	355	8.4	18.3	0	0
味生	363	8.0	21.8	0	0
垣生小学校	360	11.8	25.8	1	0.3
松前	365	12.0	25.5	1	0.3
朝生田(自)	359	11.1	24.9	0	0

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

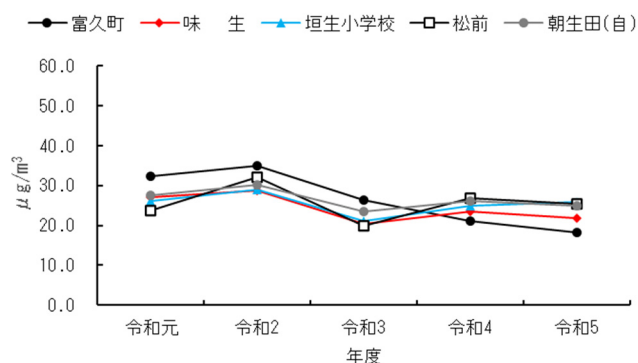
注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

### 【年平均値】



### 【日平均値の年間98%値】



注) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

図 3.2-8 微小粒子状物質経年変化（令和元年度～令和5年度）

⑦ 有害大気汚染物質

対象事業実施区域及びその周囲では表 3.2-10 に示すとおり、富久町で有害大気汚染物質 20 項目、朝生田で有害大気汚染物質 6 項目を測定しており、環境基準設定項目は環境基準を、指針値設定項目は指針値をそれぞれ下回っていた。

表 3.2-10 有害大気汚染物質の測定結果（令和 6 年度）

単位：μg/m<sup>3</sup>

測定項目		富久町	朝生田(自)	環境基準	指針値
環境基準 設定項目	ベンゼン	0.74	0.91	3	
	トリクロロエチレン	0.0043	-	130	
	テトラクロロエチレン	0.017	-	200	
	ジクロロメタン	1.4	-	150	
指針値 設定項目	アクリロニトリル	0.052	-		2
	塩化ビニルモノマー	0.040	-		10
	ニッケル化合物	0.0017	-		0.025
	水銀及びその化合物	0.0026	-		0.04
	クロロホルム	0.14	-		18
	1,2-ジクロロエタン	0.12	-		1.6
	1,3-ブタジエン	0.041	0.074		2.5
	ヒ素及びその化合物	0.0021	-		0.006
	マンガン及びその化合物	0.016	-		0.14
	塩化メチル	1.5	-		94
	アセトアルデヒド	1.6	1.4		120
その他 優先取組 物質	ホルムアルデヒド	1.7	2.0		
	ベリリウム及びその化合物	0.000018	-		
	クロム及びその化合物	-	-		
	ベンゾ[a]ピレン	0.00016	0.00016		
	トルエン	2.2	2.7		
	酸化エチレン	0.032	-		

注1) 環境基準：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

注2) 指針値：「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」

注3) (自)は自動車排出ガス測定局を、その他の測定局は一般環境大気測定局を示す。

出典：「有害大気汚染物質測定結果」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

⑧ 降下ばいじん

対象事業実施区域及びその周囲では降下ばいじんに係る情報は確認されなかった。

## 2) 大気汚染に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の大気汚染に関する苦情件数は、表 3.2-11 に示すとおりである。

表 3.2-11 大気汚染に関する苦情件数

単位：件

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	101	108	114	116	123
松前町	11	8	10	15	5
伊予市	0	0	5	5	10
砥部町	0	0	1	4	3

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」(令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局)  
「令和3年度版 愛媛県環境白書」(令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局)  
「令和4年度版 愛媛県環境白書」(令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局)  
「令和5年度版 愛媛県環境白書」(令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局)  
「令和6年度版 愛媛県環境白書」(令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局)

3) ばい煙発生施設届出状況

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設届出状況は、表 3.2-12 に示すとおりである。

表 3.2-12 ばい煙発生施設届出状況

区分 施設名 市町名	大気汚染防止法																			
	ボ イ ラ ー	ガ ス 発 生 炉	焙 焼 炉	溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	触 媒 再 生 塔	燃 焼 炉	窯 業 焼 成 炉	直 下 炉 ・ 反 応 炉	骨 材 乾 燥 炉	そ の 他 の 乾 燥 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	亜 鉛 焙 焼 炉 ・ 乾 燥 炉	塩 素 反 応 施 設	塩 化 水 素 反 応 施 設	塩 化 水 素 吸 収 施 設	鉛 二 次 溶 解 炉		
松山市	306	10	0	0	2	2	8	0	0	0	2	5	0	17	0	0	4	0	0	0
松前町	30	4	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0
伊予市	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
砥部町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 施設名 市町名	大気汚染防止法										愛媛県公害防止条例						合計				
	硝 酸 吸 収 施 設	ガ ス タ ー ビ ン	デ ィ ー ゼ ル 機 関	ガ ス 機 関	小 計		事 業 所 数		パ ル プ 漂 白 蒸 解 施 設	ア ル ミ 溶 解 炉 等	ス レ ィ ヨ ン 紡 糸 施 設 等	石 油 脱 硫 施 設	小 計	事 業 所 数	施 設 数		事 業 所 数				
松山市	0	36	30	134	131	5	5	521	176	251	129	0	1	0	2	3	2	524	176	252	129
松前町	0	0	0	7	4	0	0	44	8	19	4	0	0	0	0	0	0	44	8	19	4
伊予市	0	4	4	17	17	0	0	46	21	22	14	0	0	0	0	0	0	46	21	22	14
砥部町	0	0	0	5	5	0	0	10	5	10	5	0	0	0	0	0	0	10	5	10	5

注1) 松山市は令和6年度末時点、その他の市町は令和5年度末時点の値である。

注2) 大気汚染防止法のボイラー・その他の乾燥炉・廃棄物焼却炉・ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・小計及び事業所数、並びに合計の施設数及び事業所数の右側の数は内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数を示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）  
「松山市資料」（令和7年10月、松山市）

4) 一般粉じん発生施設届出状況

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における大気汚染防止法等に基づく一般粉じん発生施設届出状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。

表 3.2-13 一般粉じん発生施設届出状況

区分	大気汚染防止法											
	施設数								小計		事業所数	
施設名	鉱物土石堆積場 1,000m <sup>2</sup> 以上		ベルト コンベア巾 0.75m以上		バケツ コンベア容量 0.03m <sup>3</sup> 以上		破碎機摩砕機 75kW以上	ふるい 15kW以上				市町名
松山市	33	2	12	0	0	0	11	5	61	2	44	
松前町	3	0	4	1	0	0	0	0	7	1	6	1
伊予市	3	0	1	0	0	0	1	0	5	0	3	0
砥部町	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0

区分	愛媛県公害防止条例						合計			
	施設数				小計	事業所数	施設数		事業所数	
施設名	鉱物土石 堆積場 500m <sup>2</sup> 以上	ベルト コンベア 巾0.5m 以上	皮ばき、 破木機、 帯のこ 7.5kW以上	のこくず 又は チップ堆積場 500m <sup>2</sup> 以上						
松山市	17	50	9	10	86	35	147	2	67	1
松前町	2	17	0	0	19	7	26	1	13	1
伊予市	3	3	8	0	14	7	19	0	10	0
砥部町	0	1	0	0	1	1	4	0	3	0

注1) 松山市は令和6年度末時点、その他の市町は令和5年度末時点の値である。

注2) 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場・ベルトコンベア・バケツコンベア・小計及び事業所数、並びに合計の施設数及び事業所数の右側の数は内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数を示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）  
「松山市資料」（令和7年10月、松山市）

### (3) 騒音

#### 1) 騒音の測定状況

##### ① 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表 3.2-14 に、測定位置は図 3.2-9 に示すとおりである。

一般国道 33 号及び一般国道 196 号の夜間、一般国道 56 号の昼間では環境基準を超過し、その他の地点では昼夜ともに環境基準と同等又は下回っていた。なお、騒音規制法に基づく要請限度は、全ての地点で下回っていた。

表 3.2-14 道路交通騒音測定結果（令和5年度）

No.	道路名 (測定地点)	車線数	環境基準 類型	時間 区分	等価騒音 レベル (dB)	環境基準 達成状況 (dB)	要請限度 達成状況 (dB)
A	一般国道 33 号 (松山市井門町)	4	C 近接	昼間	70	70 ○	75 ○
				夜間	66	65 ×	70 ○
B	一般国道 196 号 (松山市空港通)	5	C 近接	昼間	70	70 ○	75 ○
				夜間	66	65 ×	70 ○
C	久米垣生線 (松山市居相)	2	B 近接	昼間	66	70 ○	75 ○
				夜間	59	65 ○	70 ○
D	一般国道 56 号 (松前町大字南黒田)	4	B 近接	昼間	70	70 ○	75 ○
				夜間	64	65 ○	70 ○
E	伊予松山港線 (県道東レ前)	2	B 近接	昼間	63	70 ○	75 ○
				夜間	56	65 ○	70 ○
F	伊予松山港線 (県道松前小学校前)	2	B 近接	昼間	68	70 ○	75 ○
				夜間	63	65 ○	70 ○
G	一般国道 56 号 (国道 56 号線)	4	B 近接	昼間	71	70 ×	75 ○
				夜間	65	65 ○	70 ○

注1) 表中のNo. は、図 3.2-9に対応している。

注2) 時間の区分として、昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌午前6時となる。

注3) 環境基準及び要請限度達成状況の「○」は環境基準及び要請限度値と同等又は下回っていることを、「×」は環境基準及び要請限度値を超過していることを示す。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度 環境測定調査業務報告書」（令和6年3月、松前町町民課）

## ② 環境騒音

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表 3.2-15 に、測定位置は図 3.2-9 に示すとおりである。

全ての地点で昼夜ともに環境基準を下回っていた。

表 3.2-15 環境騒音測定結果（令和5年度）

No.	測定地点	環境基準 類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況(dB)			
			昼間	夜間	昼間	夜間		
1	松前町南黒田(黒田公園)	A	42	38	55	○	45	○
2	松前町筒井(筒井公民館)	B	44	36	55	○	45	○
3	松前町筒井(義農公園)	B	50	38	55	○	45	○
4	松前町浜(古城歯科前)	B	46	45	55	○	45	○
5	松前町北黒田(地蔵町公園)	B	42	38	55	○	45	○
6	松前町筒井(エミルまさき付近)	B	53	45	55	○	45	○

注1) 表中のNo. は、図 3.2-9に対応している。

注2) 時間の区分として、昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌午前6時となる。

注3) 環境基準達成状況の「○」は環境基準を下回っていることを示す。

出典：「令和5年度 環境測定調査業務報告書」（令和6年3月、松前町町民課）

## 2) 騒音に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の騒音に関する苦情件数は、表 3.2-16 に示すとおりである。

表 3.2-16 騒音に関する苦情件数

単位：件

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	76	72	85	90	97
松前町	9	4	4	3	1
伊予市	0	1	2	2	5
砥部町	6	2	2	1	0

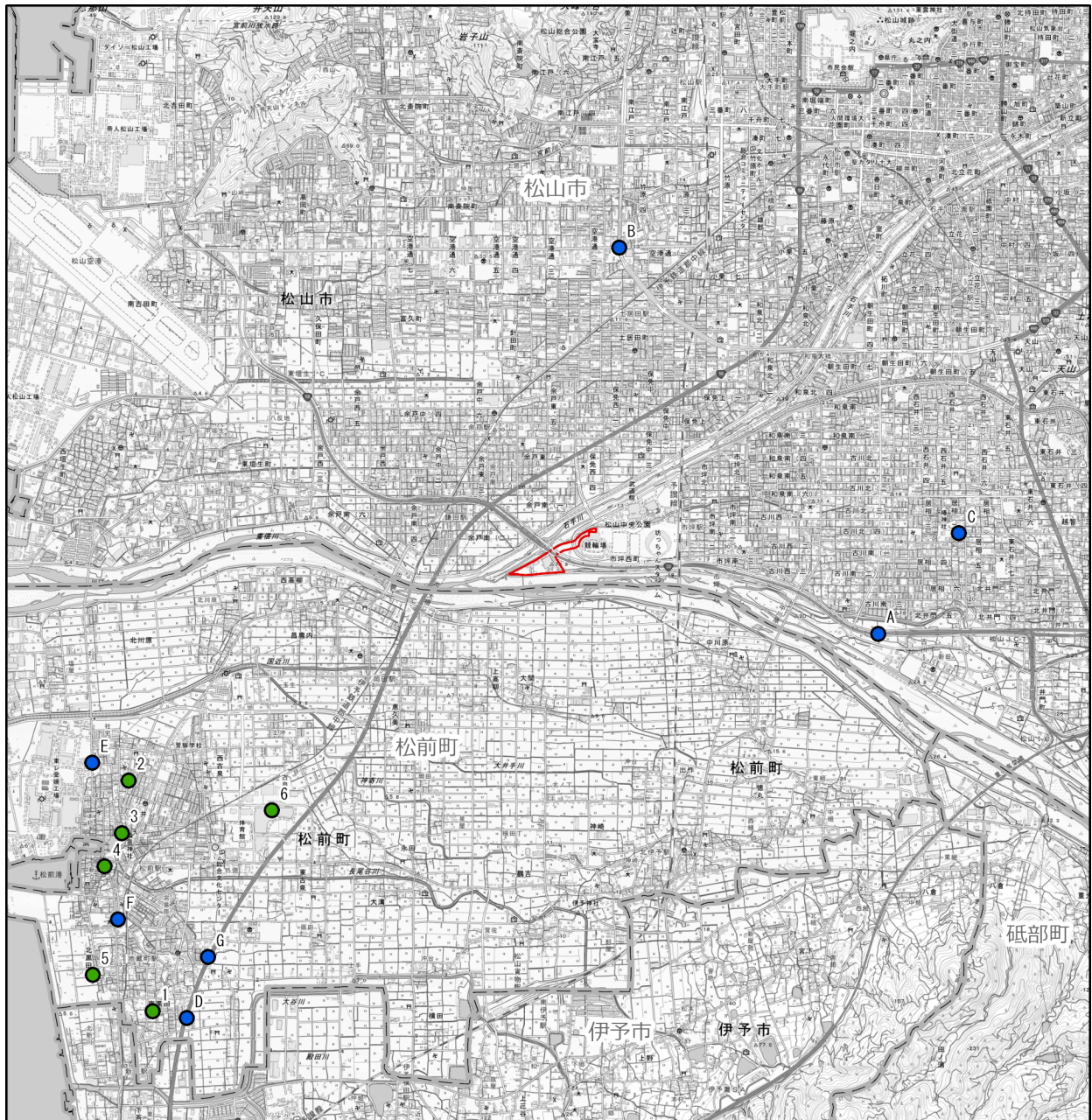
出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）



- 対象事業実施区域
- 道路交通騒音測定地点
- 環境騒音測定地点

注) 図中の番号は、表 3.2-14 及び表 3.2-15 に対応している。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）  
「令和5年度 環境測定調査業務報告書」（令和6年3月、松前町町民課）

1:50,000

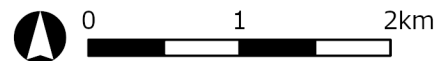


図 3.2-9 対象事業実施区域及びその周囲における騒音測定地点

### 3) 特定施設及び騒音発生施設届出状況

松山市、松前町及び伊予市における騒音規制法等に基づく特定施設と騒音発生施設の届出状況は、表 3.2-17 に示すとおりである。砥部町については、騒音規制法等に基づく特定施設と騒音発生施設の届出は確認されなかった。

表 3.2-17 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

施設区分 市町名	騒音規制法												事業場数届出工場
	特定施設数											計	
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合成樹脂用射出成形機	鑄造型機		
松山市	242	2,274	7	314	7	0	124	0	172	34	5	3,179	393
松前町	12	609	5	0	0	0	0	0	0	0	0	626	21
伊予市	30	207	3	0	0	0	34	0	22	0	0	296	45

施設区分 市町名	愛媛県公害防止条例						事業場数届出工場
	騒音発生施設数					計	
	冷凍機	セメント製品製造機械	燃糸機	工業用動力ミシン	木材加工機械		
松山市	2,606	4	68	1,553	1	2,832	448
松前町	111	1	1	35	0	148	5
伊予市	97	0	0	0	11	108	22

注) 令和5年度末時点の値である。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

(4) 振動

1) 振動の測定状況

対象事業実施区域及びその周囲では、振動に係る情報は確認されなかった。

2) 振動に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の振動に関する苦情件数は、表 3.2-18 に示すとおりである。

表 3.2-18 振動に関する苦情件数

単位：件

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	1	6	7	10	7
松前町	0	0	0	0	0
伊予市	0	0	0	0	0
砥部町	0	0	0	0	0

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

3) 特定施設届出状況

松山市及び伊予市における振動規制法に基づく特定施設の届出状況は、表 3.2-19 に示すとおりである。松前町及び砥部町については、振動規制法に基づく特定施設の届出は確認されなかった。

表 3.2-19 特定施設に係る届出状況

施設区分 市名	特定施設数										事業場数 届出工場	
	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	コンクリートブロック等	木材加工機械	印刷機	合成樹脂練用ロール紙	合成樹脂射出成形機	鑄造型機		計
松山市	266	254	3	141	3	6	93	0	18	3	787	183
伊予市	26	76	3	0	0	7	20	0	0	0	132	28

注) 令和5年度末時点の値である。

出典：「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

(5) 悪臭

1) 悪臭の測定状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の測定結果は表 3.2-20 に、測定位置は図 3.2-10 に示すとおりである。全ての項目において B 区域の規制地域における規制基準値を下回っていた。

表 3.2-20 悪臭物質測定結果（令和5年度）

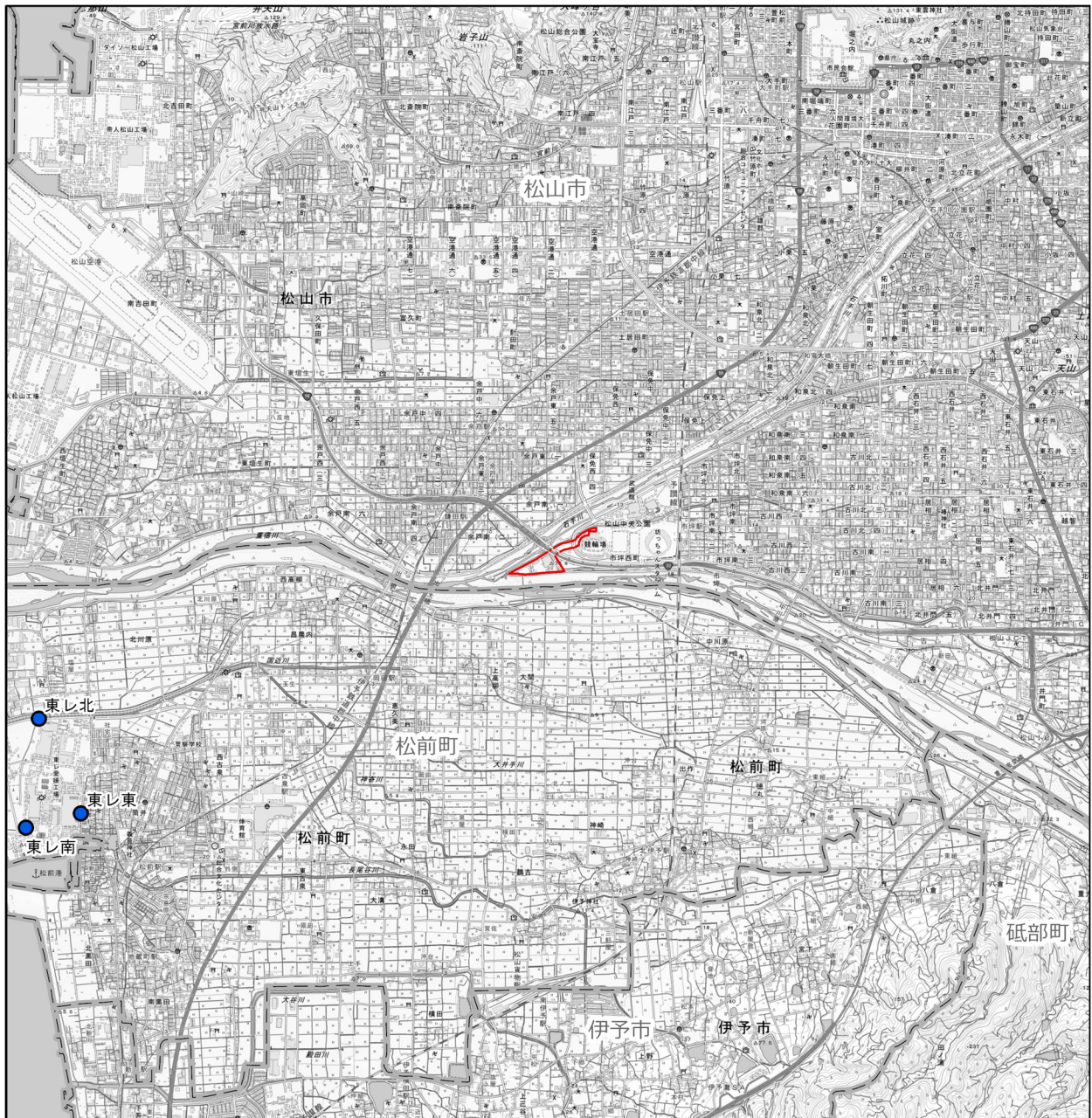
項目	単位	調査地点			規制基準 (B 区域)
		東レ北	東レ南	東レ東	
採取日		令和5年6月5日			—
天候	—	曇	曇	曇	—
風向	—	西	静穏	静穏	—
風速	m/s	1.6	<0.3	<0.3	—
気温	℃	22.5	21.5	22.5	—
湿度	%	68	75	68	—
臭いの状況	—	臭いを感じない	臭いを感じない	弱い刺激臭を時折感じる	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下
硫化水素	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.06 以下
硫化メチル	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05 以下
二硫化メチル	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.03 以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.006	0.1 以下

項目	単位	調査地点			規制基準 (B 区域)
		東レ北	東レ南	東レ東	
採取日		令和5年12月21日			—
天候	—	晴	晴	晴	—
風向	—	北西	西	南東	—
風速	m/s	2.5	2.9	0.4	—
気温	℃	4.5	6.0	6.5	—
湿度	%	50	47	42	—
臭いの状況	—	乾物臭を時折感じる	臭いを感じない	弱い刺激臭を時折感じる	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下
硫化水素	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.06 以下
硫化メチル	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05 以下
二硫化メチル	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.03 以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下

注1) 表中「<」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

注2) 風向における「静穏」は、風速が0.3m/s未満であることを示す。

出典：「令和5年度 環境測定調査業務報告書」（令和6年3月、松前町町民課）



- 対象事業実施区域
- 悪臭物質測定地点

1:50,000

出典：「令和5年度 環境測定調査業務報告書」（令和6年3月、松前町町民課）

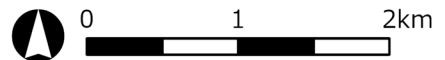


図 3.2-10 対象事業実施区域及びその周囲における悪臭物質測定地点

## 2) 悪臭に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の悪臭に関する苦情件数は表 3.2-21 に示すとおりである。

表 3.2-21 悪臭に関する苦情件数

単位：件

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	33	37	31	37	21
松前町	1	2	1	2	1
伊予市	1	1	1	2	3
砥部町	4	5	11	0	0

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

### 3.2.2 水環境の状況

#### (1) 水象

##### 1) 河川の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な河川は、表 3.2-22 及び図 3.2-11 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には一級河川に指定された河川が 9 河川、二級河川に指定された河川が 18 河川存在しており、概ね東から西に向かって流れている。

表 3.2-22 主要な河川

等級	水系	河川名
一級河川	重信川	重信川
		石手川
		小野川
		内川
		傍示川
		川附川
		荒倉川
		金比羅谷川
		矢取川
二級河川	宮前川	宮前川
		宮前川放水路
		中ノ川
	大谷川	大谷川
		殿田川
		八反地川
	国近川	国近川
		恵久美川
		大井手川
		神寄川
	三反地川	三反地川
		村中川
	洗地川	洗地川
	堂ノ元川	堂ノ元川
	長尾谷川	長尾谷川
本谷川		
ダンダラ川		
袋谷川		

出典：「国土数値情報 河川データ」（令和7年10月閲覧、国土交通省）

##### 2) 湖沼の状況

対象事業実施区域周辺には、主要な湖沼は存在しない。



(2) 水質

1) 水質の測定状況

対象事業実施区域及びその周囲の河川における令和5年度の生活環境項目の測定結果は表3.2-23に、健康項目の測定結果は表3.2-24に、測定位置は図3.2-11に示すとおりである。

生活環境項目については、環境基準の類型指定がされている石手川及び重信川の5地点(No.1~5)のうち、BODは全ての地点で環境基準を達成していたが、大腸菌数は2地点で環境基準を達成していなかった。なお、pHは全ての地点で、DOは1地点で環境基準に適合しない検体が存在していた。

健康項目については、重信川の1地点でほう素が環境基準を超過していた。

表 3.2-23(1) 水質調査結果(生活環境項目)

No.	水域名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)					環境基準	
				最小	最大	m/n	環境基準	最小	最大	m/n	平均値			
1	石手川(甲)	新立橋	C	7.9	8.8	1/12	6.5以上 8.5以下	9.3	11	0/12	10	5以上		
2		市坪	C	7.4	9.0	3/24		6.1	13	0/24	10			
3	重信川(甲)	川口大橋	A	7.4	9.0	1/12	6.5以上 8.5以下	7.5	13	0/12	9.6	7.5以上		
4		出合橋	A	7.3	8.9	2/36		4.8	15	6/36	9.6			
5		中川原橋	A	7.4	9.0	4/12		8.4	14	0/12	11			
6	小野川水域	吉木橋	-	7.8	8.4			10	13		11			
7	内川水域	中河原橋	-	7.7	8.5			9.5	13		11			
No.	水域名	地点名	類型	BOD(mg/L)										環境基準
				最小	最大	m/n	日間平均値							
				最小	最大	m/n	最小	最大	x/y	平均値	中央値	75%値		
1	石手川(甲)	新立橋	C	0.6	1.6	0/12	0.6	1.6	0/12	1.1	1.2	1.4	5以下	
2		市坪	C	0.7	2.5	0/24	0.9	2.3	0/12	1.5	1.5	1.7		
3	重信川(甲)	川口大橋	A	<0.5	1.1	0/12	<0.5	1.1	0/12	0.7	0.8	0.8	2以下	
4		出合橋	A	<0.5	1.6	0/36	<0.5	1.2	0/24	0.8	0.6	0.9		
5		中川原橋	A	<0.5	2.4	1/12	<0.5	2.4	1/12	1.3	1.4	1.6		
6	小野川水域	吉木橋	-	1.6	4.4		1.6	4.4		2.7	2.5	2.6		
7	内川水域	中河原橋	-	1.1	5.3		1.1	5.3		2.6	2.0	2.5		
No.	水域名	地点名	類型	SS(mg/L)				大腸菌数(CFU/100mL)						
				最小	最大	m/n	平均値	環境基準	最小	最大	m/n	平均値	90%値	環境基準
1	石手川(甲)	新立橋	C	1	5	0/12	3	50以下	-	-		-	-	
2		市坪	C	<1	7	0/24	3		25	1,600		240	710	
3	重信川(甲)	川口大橋	A	<1	4	0/12	2	25以下	5	920	2/12	140	410	300以下
4		出合橋	A	1	14	0/36	4		8	450	2/36	76	160	
5		中川原橋	A	2	17	0/12	7		32	530	3/12	230	420	
6	小野川水域	吉木橋	-	3	6		5		280	890		520	890	
7	内川水域	中河原橋	-	<1	3		2		320	5,300		2,200	5,300	

注1) 表中のNo.は、図3.2-11に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中のmは「環境基準を超過した検体数」、nは「総検体数」、xは「環境基準に適合しない日数」、yは「総測定日数」を意味する。なお、BODは75%値、大腸菌数は90%値で環境基準の達成状況の評価する。

注4) 環境基準について、類型指定されていない地点は斜線で示す。

注5) 表中「<」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」(令和6年12月、愛媛県民環境部環境局)

表 3.2-23(2) 水質調査結果(生活環境項目)

No.	水域名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)					
				最小	最大	m/n	環境基準	最小	最大	m/n	平均値	環境基準	
8	川附川	新生橋	-	7.6	8.1	/	/	-	-	/	8.7	/	
9	堂之元川	挿桃橋	-	7.4	8.0	/	/	-	-	/	8.0	/	
10	洗地川	桃山橋	-	7.3	8.3	/	/	-	-	/	9.0	/	
11		小栗町	-	7.4	9.2	/	/	-	-	/	-	/	
12		南斎院町	-	7.5	8.9	/	/	-	-	/	-	/	
13	国近川	古城橋	-	7.2	7.7	/	/	6.5	9.8	/	8.2	/	
14		有明橋	-	7.5	8.5	/	/	9.8	12.5	/	11.3	/	
15	長尾谷川	鶴吉公民館前	-	7.4	9.2	/	/	10.2	16.1	/	12.0	/	
16	神寄川	くろだ病院西	-	7.1	7.5	/	/	6.7	8.9	/	7.8	/	
17		西沼寺	-	7.4	8.6	/	/	8.1	13.0	/	10.4	/	
18	長尾谷川	夫婦橋	-	7.2	7.6	/	/	4.0	9.9	/	6.6	/	
No.	水域名	地点名	類型	BOD(mg/L)									
				最小	最大	m/n	日間平均値				環境基準		
							最小	最大	x/y	平均値	中央値	75%値	
8	川附川	新生橋	-	-	-	/	-	-	/	4.1	-	-	/
9	堂之元川	挿桃橋	-	-	-	/	-	-	/	6.8	-	-	/
10	洗地川	桃山橋	-	-	-	/	-	-	/	2.5	-	-	/
11		小栗町	-	-	-	/	-	-	/	-	-	-	/
12		南斎院町	-	-	-	/	-	-	/	-	-	-	/
13	国近川	古城橋	-	1.3	3.0	/	1.3	3.0	/	2.1	2.1	2.4	/
14		有明橋	-	0.9	1.8	/	0.9	1.8	/	1.2	1.1	1.1	/
15	長尾谷川	鶴吉公民館前	-	1.5	3.7	/	1.5	3.7	/	2.5	2.5	3.3	/
16	神寄川	くろだ病院西	-	1.0	1.2	/	1.0	1.2	/	1.1	1.1	1.1	/
17		西沼寺	-	1.5	3.1	/	1.5	3.1	/	2.4	2.6	2.9	/
18	長尾谷川	夫婦橋	-	2.1	3.2	/	2.1	3.2	/	2.6	2.6	2.7	/

注1) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中のmは「環境基準を超過した検体数」、nは「総検体数」、xは「環境基準に適合しない日数」、yは「総測定日数」を意味する。なお、BODは75%値、大腸菌数は90%値で環境基準の達成状況を評価する。

注4) 環境基準について、類型指定されていない地点は斜線で示す。

出典：「令和6年度 市内河川水質測定結果」(令和7年10月閲覧、松山市環境指導課)

「令和5年度環境測定調査業務報告書」(令和6年3月、松前町町民課)

表 3.2-23(3) 水質調査結果(生活環境項目)

No.	水域名	地点名	類型	SS(mg/L)					大腸菌数(CFU/100mL)				
				最小	最大	m/n	平均値	環境基準	最小	最大	m/n	平均値	環境基準
8	川附川	新生橋	-	-	-	/	3	/	-	-	/	1300	/
9	堂之元川	挿桃橋	-	-	-	/	2	/	-	-	/	760	/
10	洗地川	桃山橋	-	-	-	/	4	/	-	-	/	550	/
11		小栗町	-	-	-	/	-	/	-	-	/	-	/
12		南齋院町	-	-	-	/	-	/	-	-	/	-	/
13	国近川	古城橋	-	2	11	/	6	/	99	1,300	/	452	/
14		有明橋	-	2	9	/	5	/	39	19,000	/	4,865	/
15	長尾谷川	鶴吉公民館前	-	4	11	/	6	/	50	400	/	210	/
16	神寄川	くろだ病院西	-	3	4	/	4	/	15	150	/	83	/
17		西沼寺	-	6	15	/	11	/	260	870	/	503	/
18	長尾谷川	夫婦橋	-	5	26	/	11	/	790	2,900	/	1,873	/

注1) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中のmは「環境基準を超過した検体数」、nは「総検体数」を意味する。なお、BODは75%値、大腸菌数は90%値で環境基準の達成状況を評価する。

注4) 環境基準について、類型指定されていない地点は斜線で示す。

出典：「令和6年度 市内河川水質測定結果」(令和7年10月閲覧、松山市環境指導課)

「令和5年度環境測定調査業務報告書」(令和6年3月、松前町町民課)

表 3.2-24(1) 水質調査結果(健康項目)

No.	水域名	地点名	カドミウム(mg/L)				全シアン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	平均値	環境基準	
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0/2	<0.1	検出 されないこと	
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.0003	<0.0003		0/2	<0.1		
4		出合橋	0/2	<0.0003	<0.0003		0/2	<0.1		
5		中川原橋	0/2	<0.0003	<0.0003		0/2	<0.1		
No.	水域名	地点名	鉛(mg/L)				六価クロム(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下	0/2	<0.002	<0.002	0.02 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.002	<0.002	
4		出合橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.002	<0.002	
5		中川原橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.002	<0.002	
No.	水域名	地点名	砒素(mg/L)				総水銀(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	環境基準	
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下	0/2	<0.0005	0.0005 以下	
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	0.004	0.003		0/2	<0.0005		
4		出合橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.0005		
5		中川原橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.0005		
No.	水域名	地点名	アルキル水銀(mg/L)			PCB(mg/L)				
			m/n	最大値	環境基準	m/n	最大値	環境基準		
2	石手川(甲)	市坪	-	-	検出 されないこと	0/2	<0.0005	検出 されないこと		
3	重信川(甲)	川口大橋	-	-		0/2	<0.0005			
4		出合橋	-	-		0/2	<0.0005			
5		中川原橋	-	-		0/2	<0.0005			
No.	水域名	地点名	ジクロロメタン(mg/L)				四塩化炭素(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.002	<0.002	0.02 以下	0/2	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.0002	<0.0002	
4		出合橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.0002	<0.0002	
5		中川原橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.0002	<0.0002	
No.	水域名	地点名	1,2-ジクロロエタン(mg/L)				1,1-ジクロロエチレン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0/2	<0.002	<0.002	0.1 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.0004	<0.0004		0/2	<0.002	<0.002	
4		出合橋	0/2	<0.0004	<0.0004		0/2	<0.002	<0.002	
5		中川原橋	0/2	<0.0004	<0.0004		0/2	<0.002	<0.002	
No.	水域名	地点名	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)				1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.004	<0.004	0.04 以下	0/2	<0.001	<0.001	1 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.004	<0.004		0/2	<0.001	<0.001	
4		出合橋	0/2	<0.004	<0.004		0/2	<0.001	<0.001	
5		中川原橋	0/2	<0.004	<0.004		0/2	<0.001	<0.001	

注1) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中のmは「環境基準を超過した検体数」、nは「総検体数」を意味する。

注4) 表中「<」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」（令和6年12月、愛媛県県民環境部環境局）

表 3.2-24(2) 水質調査結果(健康項目)

No.	水域名	地点名	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)				トリクロロエチレン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.001	<0.001	
4		出合橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.001	<0.001	
5		中川原橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.001	<0.001	
No.	水域名	地点名	テトラクロロエチレン(mg/L)				1,3-ジクロロプロペン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下	0/2	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.0002	<0.0002	
4		出合橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.0002	<0.0002	
5		中川原橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	<0.0002	<0.0002	
No.	水域名	地点名	チウラム(mg/L)				シマジン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0/2	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.0003	<0.0003	
4		出合橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.0003	<0.0003	
5		中川原橋	0/2	<0.0006	<0.0006		0/2	<0.0003	<0.0003	
No.	水域名	地点名	チオベンカルブ(mg/L)				ベンゼン(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.002	<0.002	0.02 以下	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.001	<0.001	
4		出合橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.001	<0.001	
5		中川原橋	0/2	<0.002	<0.002		0/2	<0.001	<0.001	
No.	水域名	地点名	セレン(mg/L)				硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下	0/2	1.1	0.70	10 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	0.003	0.002		0/2	1.1	0.66	
4		出合橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	1.1	0.69	
5		中川原橋	0/2	<0.001	<0.001		0/2	1.6	1.3	
No.	水域名	地点名	ふっ素(mg/L)				ほう素(mg/L)			
			m/n	最大値	平均値	環境基準	m/n	最大値	平均値	環境基準
2	石手川(甲)	市坪	0/2	0.45	0.35	0.8 以下	0/2	0.10	0.10	1 以下
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	0.70	0.40		1/2	2.2	1.2	
4		出合橋	0/2	0.11	0.10		0/2	<0.1	<0.1	
5		中川原橋	0/2	0.12	0.10		0/2	<0.1	<0.1	
No.	水域名	地点名	1,4-ジオキサン(mg/L)							
			m/n	最大値	平均値	環境基準				
2	石手川(甲)	市坪	0/2	<0.005	<0.005	0.05 以下				
3	重信川(甲)	川口大橋	0/2	<0.005	<0.005					
4		出合橋	0/2	<0.005	<0.005					
5		中川原橋	0/2	<0.005	<0.005					

注1) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

注2) 表中のmは「環境基準を超過した検体数」、nは「総検体数」を意味する。

注3) 表中「<」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」（令和6年12月、愛媛県民環境部環境局）

## 2) ダイオキシン類の状況

対象事業実施区域及びその周囲の河川における令和5年度のダイオキシン類の調査は、重信川の出合橋で実施されている。

調査結果は表 3.2-25 に示すとおり、環境基準を下回っていた。

表 3.2-25 水質調査結果(ダイオキシン類)

単位：pg-TEQ/L

No.	河川名	調査地点	測定値	環境基準
4	重信川	出合橋	0.072	1 以下

注) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」（令和6年12月、愛媛県県民環境部環境局）

## 3) 水質汚濁に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の水質汚濁に関する苦情件数は表 3.2-26 に示すとおりである。

表 3.2-26 水質汚濁に関する苦情件数

単位：件

市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	42	27	23	31	35
松前町	4	1	2	1	2
伊予市	2	0	1	1	0
砥部町	1	0	2	0	0

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年 3月、愛媛県県民環境部環境局）  
 「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年 3月、愛媛県県民環境部環境局）

## (3) 水底の底質

対象事業実施区域及びその周囲の河川における令和5年度の水底の底質の調査は、重信川の出合橋でダイオキシン類について実施されている。

調査結果は表 3.2-27 に示すとおり、環境基準を下回っていた。

表 3.2-27 水底の底質調査結果(ダイオキシン類)

単位：pg-TEQ/g

No.	河川名	調査地点	測定値	環境基準
4	重信川	出合橋	0.23	150 以下

注) 表中のNo. は、図 3.2-11に対応している。

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」（令和6年12月、愛媛県県民環境部環境局）

#### (4) 地下水

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の概況調査結果は表3.2-28に、地下水の継続監視調査結果は表3.2-29に、地下水水質調査地点は図3.2-12に示すとおりである。

松山市生石町における継続監視調査のテトラクロロエチレンが環境基準を超過していたが、それ以外の項目は環境基準を下回っていた。

表 3.2-28 地下水水質調査結果(概況調査)

単位：mg/L

No.	1	2	3	環境基準等
市町名	松山市 南江戸 1丁目	松山市 南斎院町	松山市 東石井 7丁目	
採取年月日	R5. 6. 14	R5. 6. 14	R5. 6. 15	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素	6.7	0.006	0.52	
亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.7	0.006	0.53	10 以下
ふっ素	0.41	0.30	0.09	0.8 以下
ほう素	0.06	<0.02	0.03	1 以下
クロロホルム(要監視項目)	-	<0.001	-	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1) 表中のNo. は、図3.2-12に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中「<」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

出典：「令和5年度地下水の水質測定結果」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

表 3.2-29 地下水水質調査結果(継続監視調査)

単位：mg/L

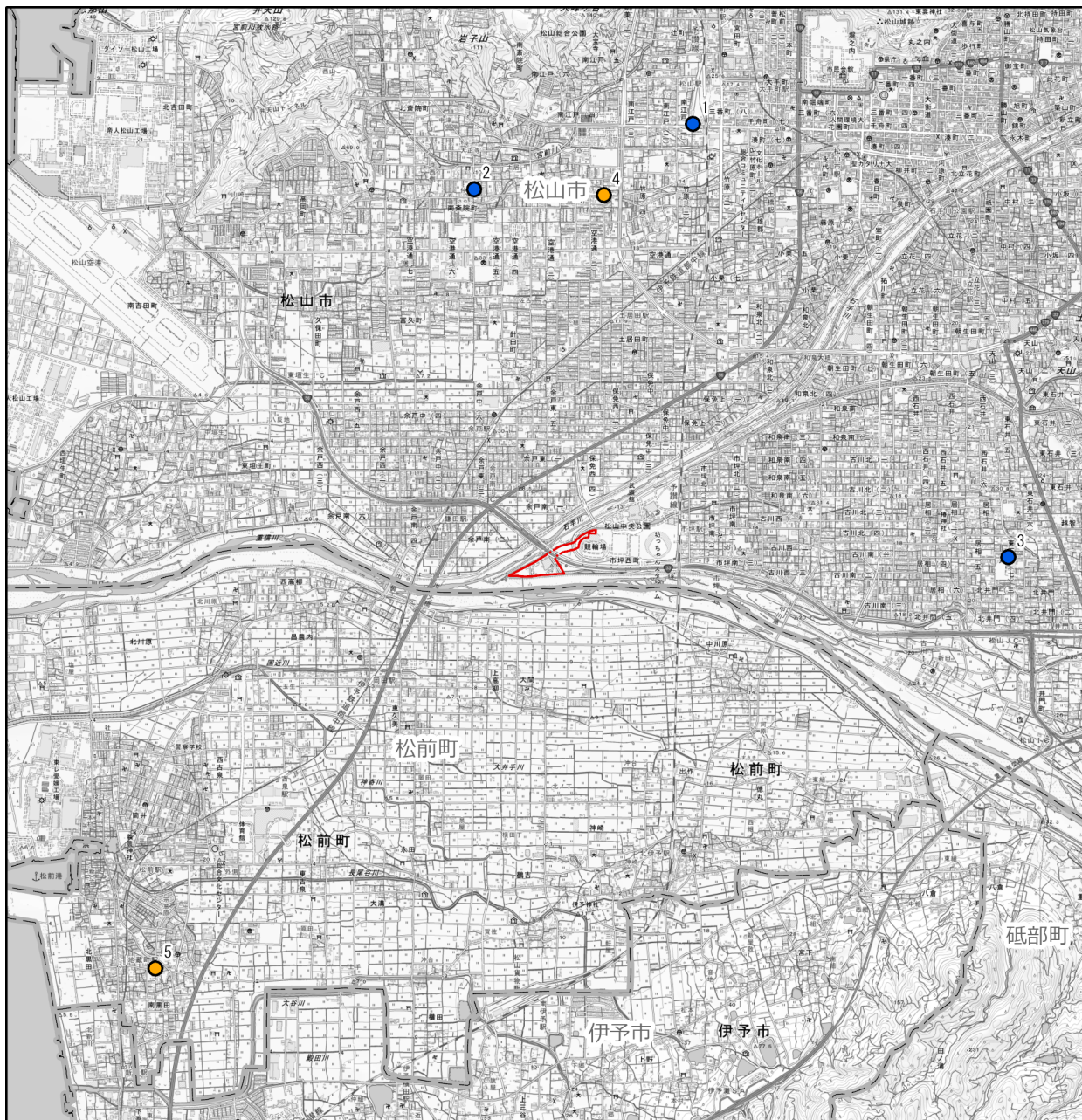
No.	4		5		環境基準等
	松山市生石町		松前町北黒田		
	採取年月日	R5. 6. 14	R5. 11. 06	R5. 7. 05	
カドミウム	-	-	-	-	0.003 以下
全シアン	-	-	-	-	検出されないこと
鉛	-	-	-	-	0.01 以下
六価クロム	-	-	-	-	0.02 以下
砒素	-	-	-	-	0.01 以下
総水銀	-	-	-	-	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02 以下
四塩化炭素	-	-	-	-	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.005	0.006	-	-	
1,2-ジクロロエチレン	0.005	0.006	-	-	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.003	0.005	-	-	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.014	0.018	-	-	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002 以下
チウラム	-	-	-	-	0.006 以下
シマジン	-	-	-	-	0.003 以下
チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02 以下
ベンゼン	-	-	-	-	0.01 以下
セレン	-	-	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素	-	-	8.7	6.9	
亜硝酸性窒素	-	-	<0.001	0.003	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	8.7	6.9	10 以下
ふっ素	-	-	-	-	0.8 以下
ほう素	-	-	-	-	1 以下
クロロホルム(要監視項目)	-	-	-	-	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	-	-	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	<0.0002	-	-	0.002 以下
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05 以下

注1) 表中のNo. は、図 3.2-12に対応している。

注2) 表内の「-」は調査していない項目を示す。

注3) 表中「&lt;」は、定量下限値未満の数値であることを示す。

出典：「令和5年度地下水の水質測定結果」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)



対象事業実施区域

● 概況調査

● 継続監視調査

注) 図中の番号は、表 3.2-28 及び表 3.2-29 に対応している。

出典：「令和5年度地下水の水質測定結果」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

1:50,000

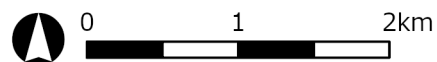


図 3.2-12 対象事業実施区域及びその周囲における地下水水質測定地点

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

##### 1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土壌分類図は図 3.2-13 に示すとおりである。  
対象事業実施区域は、粗粒褐色低地土壌に分類されている。

##### 2) ダイオキシン類の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度のダイオキシン類の測定結果は表 3.2-30 に、測定地点は図 3.2-14 に示すとおりであり、環境基準を下回っていた。

表 3.2-30 土壌汚染調査結果(ダイオキシン類)

単位:pg-TEQ/g

採取場所	調査結果	環境基準
伊予市下吾川	0.19	1,000 以下

出典：「令和4年度ダイオキシン類環境調査結果について」（令和5年7月、愛媛県民環境部環境局）

##### 3) 土壌汚染に関する苦情件数

松山市、松前町、伊予市及び砥部町における令和元年度～令和5年度の土壌汚染に関する苦情件数は、表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-31 土壌汚染に関する苦情件数

単位：件

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松山市	0	0	1	1	0
松前町	0	0	0	0	0
伊予市	0	0	0	0	0
砥部町	0	0	0	0	0

出典：「令和2年度版 愛媛県環境白書」（令和2年12月、愛媛県民環境部環境局）

「令和3年度版 愛媛県環境白書」（令和3年12月、愛媛県民環境部環境局）

「令和4年度版 愛媛県環境白書」（令和5年3月、愛媛県民環境部環境局）

「令和5年度版 愛媛県環境白書」（令和6年3月、愛媛県民環境部環境局）

「令和6年度版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県民環境部環境局）

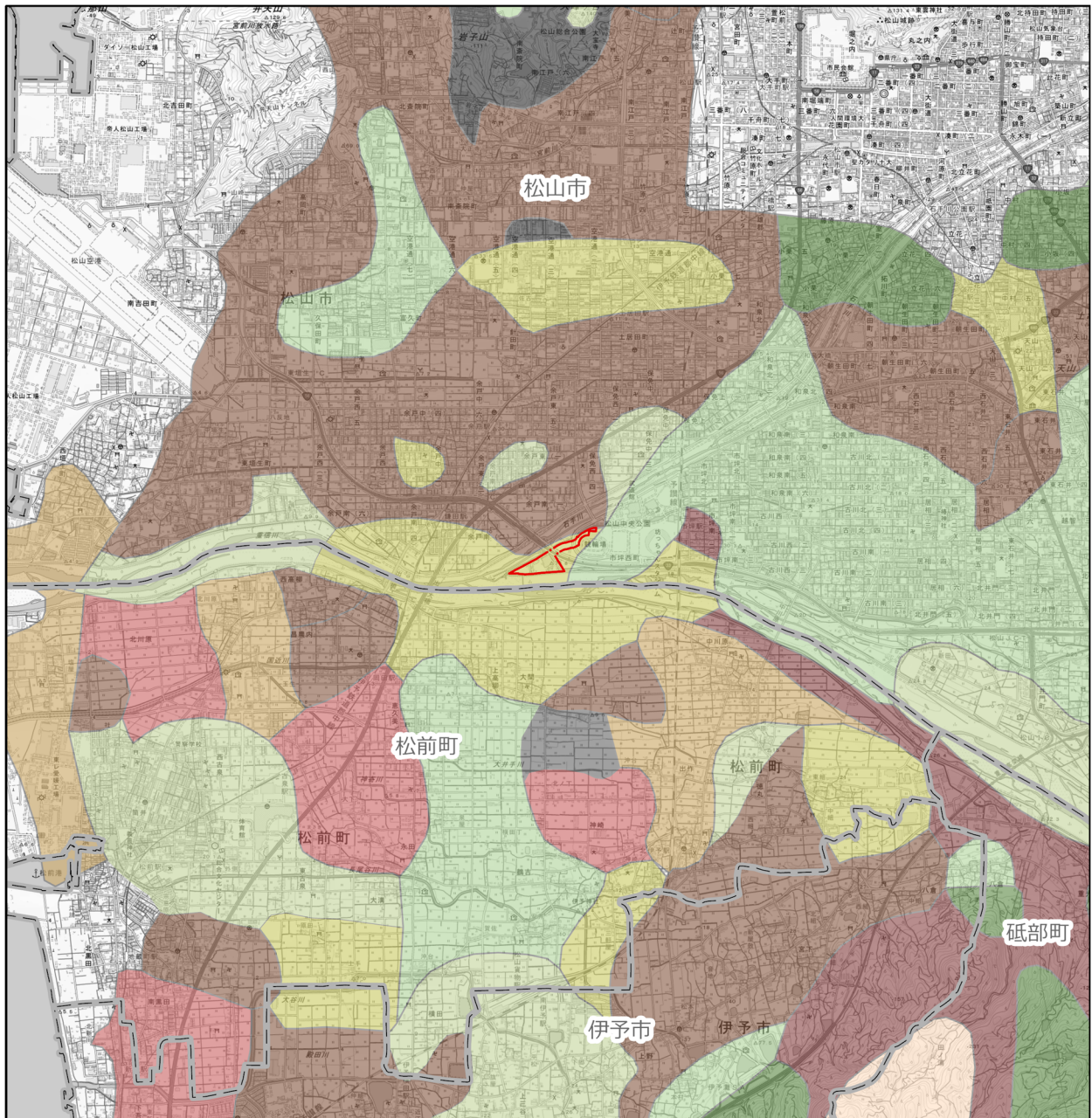
#### (2) 地盤

##### 1) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、地盤沈下に係る情報は確認されなかった。

##### 2) 地盤沈下に関する苦情件数

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度～令和5年度の地盤沈下に関する苦情件数は0件であった。



対象事業実施区域

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #444; margin-right: 5px;"></span> 残積性未熟土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f4a460; margin-right: 5px;"></span> 乾性褐色森林土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8b4513; margin-right: 5px;"></span> 乾性褐色森林土壌 (黄褐色)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #6aa84f; margin-right: 5px;"></span> 黄色土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c4c48b; margin-right: 5px;"></span> 粗粒褐色低地土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90c490; margin-right: 5px;"></span> 細粒灰色低地土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8b4513; margin-right: 5px;"></span> 灰色低地土壌</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c4c48b; margin-right: 5px;"></span> 粗粒灰色低地土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c0392b; margin-right: 5px;"></span> 細粒グライ土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #7f7f7f; margin-right: 5px;"></span> グライ土壌</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #d35400; margin-right: 5px;"></span> 粗粒グライ土壌</li> </ul> |
|--|---|

注) 電子地図と GIS データの縮尺が異なることにより、各図を重ね合わせた際に位置の乖離が生じている。

出典: 「国土数値情報 (20万分の1土地分類基本調査GISデータ)」  
 (令和7年10月閲覧、国土交通省) ([https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1\\_national\\_map\\_20-1.html](https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)) を加工して作成

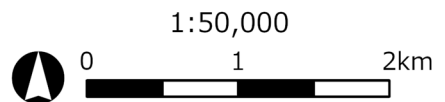
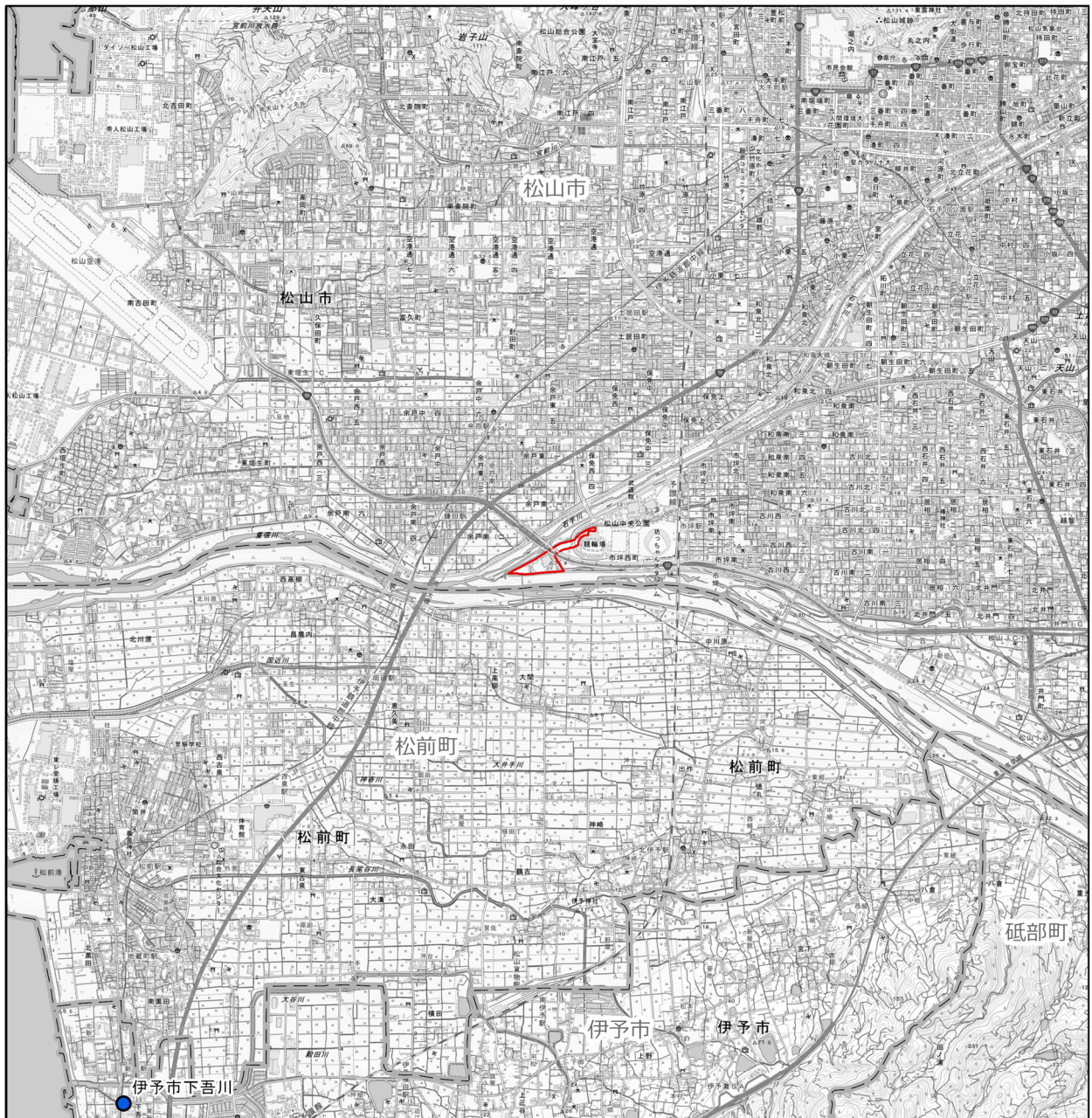


図 3.2-13 土壌分類図



- 対象事業実施区域
- ダイオキシン類調査地点

出典：「令和4年度ダイオキシン類環境調査結果について」  
 (令和5年7月、愛媛県県民環境部環境局)

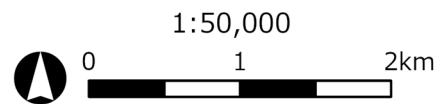


図 3.2-14 対象事業実施区域及びその周辺における土壌（ダイオキシン類）調査地点

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形

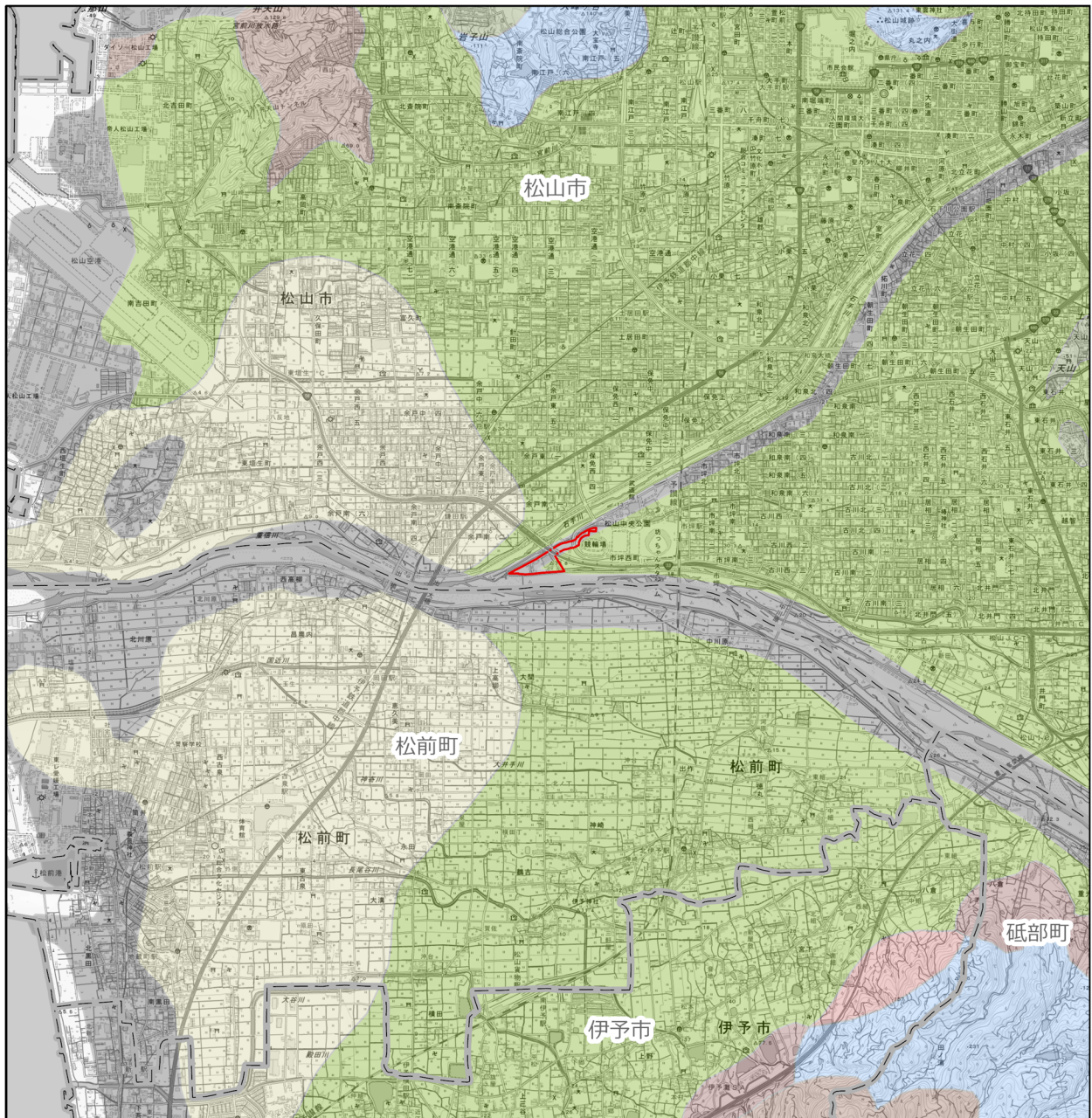
対象事業実施区域及びその周囲における地形分類図は、図 3.2-15 に示すとおりである。  
対象事業実施区域は、扇状地性低地及び自然堤防・砂州・砂丘に分類されている。

#### (2) 地質

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質図は、図 3.2-16 に示すとおりである。  
対象事業実施区域は泥・砂・礫に分類されている。

#### (3) 重要な地形及び地質の分布

対象事業実施区域及びその周囲には、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質は存在しない。



- 対象事業実施区域
- 小起伏山地
- 大起伏丘陵地
- 小起伏丘陵地
- 砂礫台地（中位）
- 砂礫台地（下位）
- 三角州性低地
- 扇状地性低地
- 自然堤防・砂州・砂丘

注) 電子地図と GIS データの縮尺が異なることにより、各図を重ね合わせた際に位置の乖離が生じている。

出典：「国土数値情報（20万分の1土地分類基本調査GISデータ）」  
 （令和7年10月閲覧、国土交通省）（[https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1\\_national\\_map\\_20-1.html](https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)）を加工して作成

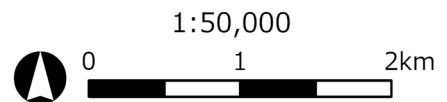
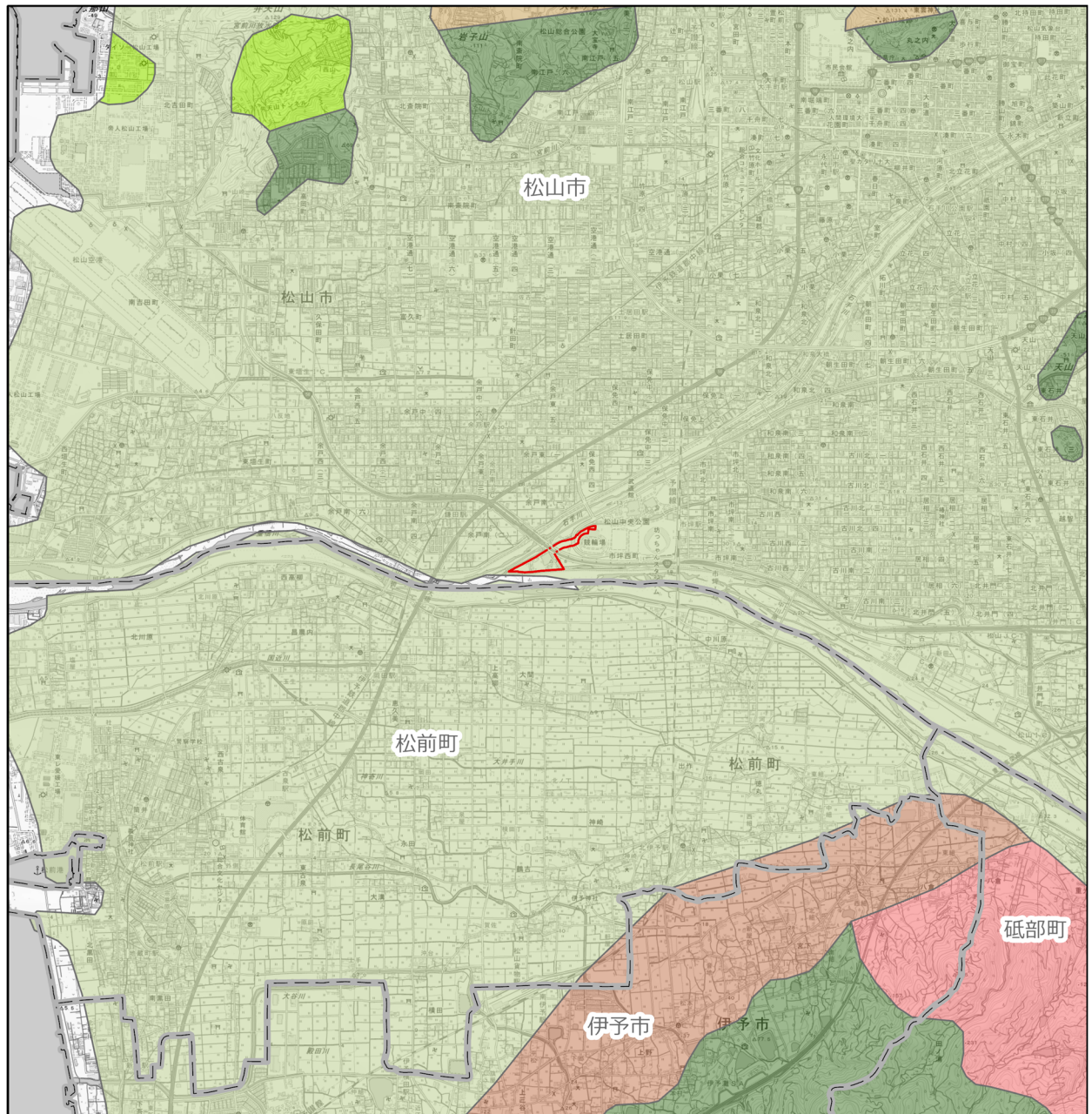


図 3.2-15 地形分類図



- 対象事業実施区域
- 泥・砂・礫
- 礫がち堆積物（扇状地堆積物）（沖積統）
- 礫がち堆積物（段丘礫層）（洪積統）
- 砂岩・頁岩互層
- 花崗岩質岩石（中生層）
- ホルンフェルス（古生層）

注) 電子地図と GIS データの縮尺が異なることにより、各図を重ね合わせた際に位置の乖離が生じている。

出典：「国土数値情報（20万分の1土地分類基本調査GISデータ）」  
 （令和7年10月閲覧、国土交通省）（[https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1\\_national\\_map\\_20-1.html](https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)）を加工して作成

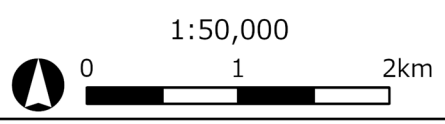


図 3.2-16 表層地質図

### 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物

対象事業実施区域及びその周囲の動物の生息状況を把握するにあたり、収集した文献は、表 3.2-32 に示すとおりである。収集した文献から、対象事業実施区域及びその周囲を分布域とする旨の記載が確認された種を整理した。

また、地元の小中学校において水生生物及び水質の調査を実施しており、収集した文献において確認された底生動物の生息を確認している。

表 3.2-32 収集した文献（動物）

No.	収集文献	分類群							
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類 多足類	甲殻類 貝類
1	生物多様性情報システム データベース検索 第2回動植物分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)		●				●		
2	生物多様性情報システム データベース検索 第3回動植物分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)		●						
3	生物多様性情報システム データベース検索 第4回動植物分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)	●			●	●	●		●
4	生物多様性情報システム データベース検索 第5回動植物分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)	●		●	●		●		●
5	生物多様性情報システム データベース検索 第6回動植物分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)	●							
6	生物多様性情報システム データベース検索 要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)	●							
7	生物多様性情報システム データベース検索 中大型哺乳類分布調査 (令和7年10月閲覧、生物多様性センターホームページ)	●							
8	愛媛県レッドデータブック 2014 ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー (平成26年10月、愛媛県県民環境部環境局)	●	●	●	●	●	●	●	●
9	愛媛県鳥類リスト (令和7年10月閲覧、日本野鳥の会愛媛)		●						
10	愛媛県のクモ類 (平成23年、愛媛県総合科学博物館研究報告書 第16号)						●		
11	レッドデータブックまつやま 2012 (令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)	●	●	●	●	●	●	●	●
12	松山市野生動植物目録 2012 (令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)	●	●	●	●	●	●	●	●

1) 動物相の状況

文献により、対象事業実施区域及びその周囲で確認された動物相の概況は、表 3.2-33 に示すとおりである。

表 3.2-33 文献による動物相の概況

分類群	確認種数			主な確認種
哺乳類	7目	16科	33種	タヌキ、アナグマ、キツネ、ハクビシン、ヤマネ 等
鳥類	23目	68科	338種	ウズラ、トモエガモ、ヒクイナ、サシバ、ノスリ 等
爬虫類	2目	10科	18種	シロマダラ、イシガメ、ヒバカリ、ニホンマムシ 等
両生類	2目	8科	14種	ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、アカハライモリ 等
魚類	16目	47科	125種	ヤリタナゴ、モツゴ、カワアナゴ、ドジョウ、ナマズ 等
昆虫類	19目	325科	4,200種	アオヤンマ、オオキトンボ、オオムラサキ、キトンボ 等
クモ類・多足類	11目	63科	426種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、イソタナグモ 等
貝類・甲殻類	12目	52科	164種	イシマキガイ、クルマヒラマキガイ、ゴマオカタニシ 等

2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

対象事業実施区域及びその周囲における動物の重要な種及び注目すべき生息地は、表 3.2-34 及び表 3.2-35 に示す法令や規制等の選定基準に基づいて選定した。

表 3.2-34 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー
A 注	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物(特天)</li> <li>・天然記念物(国天)</li> </ul>
	「愛媛県文化財保護条例」 (昭和 32 年 3 月 29 日条例第 11 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物(県天)</li> </ul>
	「松山市文化財保護条例」 (平成 12 年 3 月 21 日松山市条例 16 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物(市天)</li> </ul>
	「松前町文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 3 日松前町条例第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物(町天)</li> </ul>
	「伊予市文化財保護条例」 (平成 17 年 4 月 1 日伊予市条例第 186 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物(市天)</li> </ul>
	「砥部町文化財保護条例」 (平成 17 年 1 月 1 日砥部町条例第 90 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物(町天)</li> </ul>
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種(国内)</li> </ul>
C	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定希少野生動植物(希少)</li> </ul>
D	「環境省レッドリスト 2020 について」 (令和 2 年 3 月、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅(EX)</li> <li>・野生絶滅(EW)</li> <li>・絶滅危惧 I 類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類(CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類(EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)</li> </ul>
E	「愛媛県レッドリスト 2024」 (令和 7 年 3 月、愛媛県県民環境部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅(EX)</li> <li>・野生絶滅(EW)</li> <li>・絶滅危惧 I 類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類(CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類(EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・要注意種(AN)</li> </ul>

注) 特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除外した。

表 3.2-35 動物の注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別天然記念物又は天然記念物に指定された動物の生息地(特天、国天)
	「愛媛県文化財保護条例」 (昭和 32 年 3 月 29 日条例第 11 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(県天)
	「松山市文化財保護条例」 (平成 12 年 3 月 21 日松山市条例 16 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(市天)
	「松前町文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 3 日松前町条例第 14 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(町天)
	「伊予市文化財保護条例」 (平成 17 年 4 月 1 日伊予市条例第 186 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(市天)
	「砥部町文化財保護条例」 (平成 17 年 1 月 1 日砥部町条例第 90 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(町天)
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・生息地等保護区(国保護)
c	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)	・特定希少野生動植物保護区(県保護)
d	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)	・国指定鳥獣保護区(国鳥) ・愛媛県指定鳥獣保護区(県鳥)
e	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号)	・国際的に重要な湿地に係る登録簿(ラムサール条約湿地)に登録されている湿地(ラム湿地)
f	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」 (令和 7 年 10 月閲覧、環境省ホームページ)	・略称「重要湿地」(重湿)
g	「シギ・チドリ類渡来湿地目録」 (平成 9 年 9 月、環境庁)	-

① 動物の重要な種

(7) 哺乳類

文献において確認された哺乳類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-36 に示すとおり 4 目 6 科 6 種である。

表 3.2-36 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.		
				A	B	C	D	E	8	11	12
1	モグラ (食虫目)	モグラ	アズマモグラ					VU	●	●	●
2	コウモリ (翼手目)	オヒキコウモリ	オヒキコウモリ				VU	DD	●	●	●
3	ネズミ (齧歯目)	リス	ニホンモモンガ					NT	●	●	●
4		ヤマネ	ヤマネ	国天				NT	●	●	●
5	ネコ(食肉目)	イヌ	オオカミ				EX	EX	●	●	●
6		イタチ	カワウソ	特天			EX	CR		●	●
計	4 目	6 科	6 種	2 種	0 種	0 種	3 種	6 種	5 種	6 種	6 種

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No.は表 3.2-32に対応している。なお、表 3.2-32に示した収集文献のうち、文献No.3～7については、表 3.2-34に示す選定基準に該当する種は確認されなかった。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠した。

## (イ) 鳥類

文献において確認された鳥類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-37 に示すとおり 19 目 39 科 100 種である。

表 3.2-37(1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.							
				A	B	C	D	E	1	2	8	9	11	12		
1	キジ	キジ	ウズラ				VU	DD		●	●	●	●	●		
2	カモ	カモ	ヒシクイ	国天			VU					●		●		
3			マガン	国天			NT						●		●	
4			カリガネ				EN						●			
5			コクガン	国天			VU						●		●	
6			ツクシガモ				VU	VU				●	●	●	●	
7			アカツクシガモ				DD						●	●	●	
8			オシドリ				DD				●		●	●	●	
9			トモエガモ				VU	NT			●	●	●	●	●	
10			アカハジロ				DD						●			
11			カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ					NT		●		●		●
12	ネッタイチョウ	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ				EN					●				
13	ハト	ハト	カラスバト	国天			NT	VU			●	●	●	●		
14			シラコバト				EN					●				
15	アビ	アビ	オオハム					DD			●	●	●	●		
16			シロエリオオハム					DD				●	●	●	●	
17	ミズナギドリ	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ				DD					●		●		
18			オオミズナギドリ					NT					●		●	
19	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内		CR	DD			●	●		●		
20	カツオドリ	ウ	ヒメウ				EN					●				
21	ペリカン	サギ	サンカノゴイ				EN					●	●	●		
22			ヨシゴイ				NT	CR+EN				●	●	●	●	
23			オオヨシゴイ		国内		CR						●			
24			ミゾゴイ				VU	VU				●	●	●	●	
25			ササゴイ					NT				●	●	●	●	
26			チュウサギ				NT				●		●	●	●	
27			カラシラサギ				NT	NT					●	●	●	●
28			トキ	クロトキ				DD						●		●
29		ヘラサギ					DD	NT				●	●	●	●	
30		クロツラヘラサギ			国内		EN	CR+EN				●	●	●	●	
31	ツル	ツル	マナヅル				VU	VU				●	●	●	●	
32			ナベヅル				VU	VU					●	●	●	●
33	クイナ	クイナ	クイナ					NT				●	●		●	
34			ヒクイナ				NT	VU	●			●	●	●	●	
35	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ					NT	●		●	●	●	●		
36	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	VU	●			●	●	●		
37	チドリ	チドリ	タゲリ					NT		●	●	●		●		

表 3.2-37(2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.								
				A	B	C	D	E	1	2	8	9	11	12			
38	チドリ	チドリ	ケリ				DD					●		●			
39			シロチドリ				VU	VU	●	●	●	●		●			
40		セイタカシギ	セイタカシギ				VU					●	●	●			
41		シギ		オオジシギ				NT	CR+EN				●	●	●		
42				シベリアオオハシシギ				DD					●	●	●		
43				オグロシギ					VU			●	●		●		
44				オオソリハシシギ				VU	VU			●	●		●		
45				コシャクシギ				EN					●	●	●		
46				ハウロクシギ				VU	NT			●	●	●	●		
47				ツルシギ				VU	VU			●	●		●		
48				アカアシシギ				VU					●	●	●		
49				コアオアシシギ					VU			●	●		●		
50				カラフトアオアシシギ		国内		CR					●	●	●		
51				タカブシギ				VU					●		●		
52				ミュビシギ					VU			●	●		●		
53				ハマシギ				NT				●		●	●		
54				ヘラシギ		国内		CR					●	●	●		
55		タマシギ	タマシギ				VU	VU	●		●	●	●	●			
56		ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU	VU			●	●	●	●			
57		カモメ		ズグロカモメ				VU	VU		●	●	●	●	●		
58				オオセグロカモメ				NT				●		●			
59				コアシサシ				VU	VU	●		●	●	●	●		
60		ウミスズメ		ウミスズメ				CR	DD				●	●	●		
61				カンムリウミスズメ	国天			VU	VU				●	●	●		
62		タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT	NT			●	●	●	●		
63			タカ		ハチクマ				NT	VU			●	●	●	●	
64					オジロワシ	国天	国内		VU					●			
65					チュウヒ		国内		EN	CR+EN				●	●	●	●
66					ハイイロチュウヒ					VU				●	●	●	●
67					ツミ					NT	●	●	●	●	●	●	●
68					ハイタカ				NT			●		●	●	●	●
69					オオタカ				NT	VU			●	●	●	●	●
70	サシバ							VU	VU	●		●	●	●	●	●	
71	ノスリ								DD	●	●	●	●		●		
72	クマタカ					国内		EN	CR+EN			●	●	●	●	●	
73	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク					DD			●	●	●	●			
74			コノハズク					CR+EN	●			●	●	●			
75			アオバズク					NT	●		●	●	●	●			
76			トラフズク					NT			●	●	●	●			
77			コミミズク					NT		●	●	●		●			
78	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ					NT		●		●	●	●			
79	ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	CR+EN				●	●	●				
80	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ					NT			●	●		●			

表 3.2-37(3) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	1	2	8	9	11	12
81	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内		VU	VU		●	●	●	●	●
82	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内		EN	CR+EN			●	●	●	●
83		サンショウクイ	サンショウクイ				VU	CR+EN	●		●	●	●	●
84		モズ	チゴモズ				CR					●		
85			アカモズ			国内		EN					●	●
86		ムシクイ	オオムシクイ				DD					●		●
87			メボソムシクイ					VU			●	●		●
88			エゾムシクイ					VU				●		●
89		センニュウ	マキノセンニュウ				NT					●		●
90			ウチヤマセンニュウ				EN	VU				●	●	●
91		ヨシキリ	コヨシキリ					CR+EN				●		●
92		キバシリ	キバシリ					DD				●		
93		ヒタキ	コマドリ					VU				●		●
94			コルリ					VU				●		●
95			ルリビタキ					VU				●		●
96		イワヒバリ	カヤクグリ					VU				●		●
97		セキレイ	ビンズイ					VU		●	●	●		●
98	ホオジロ	ホオアカ					NT		●		●		●	
99		シマアオジ			国内		CR					●		
100		ノジコ					NT					●	●	
計	19 目	39 科	100 種	7種	12種	0種	69種	67種	12種	17種	49種	100種	54種	90種

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No. は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

(ウ) 爬虫類

文献において確認された爬虫類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-38 に示すとおり 2 目 7 科 10 種である。

表 3.2-38 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.			
				A	B	C	D	E	4	8	11	12
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ				EN	CR+EN			●	●
2		イシガメ	ニホンイシガメ				NT	VU		●	●	●
3		スッポン	ニホンスッポン				DD	DD		●	●	●
4	有鱗	ヤモリ	タワヤモリ				NT	NT			●	●
5		タカチホヘビ	タカチホヘビ					DD		●	●	●
6		ナミヘビ	ジムグリ					DD		●	●	●
7			ヒバカリ					DD		●	●	●
8			シロマダラ					DD	●	●	●	●
9			ヤマカガシ					NT		●	●	●
10			クサリヘビ	ニホンマムシ					DD		●	●
計	2 目	7 科	10 種	0 種	0 種	0 種	4 種	10 種	1 種	8 種	10 種	10 種

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No. は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

(イ) 両生類

文献において確認された両生類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-39 に示すとおり 2 目 6 科 10 種である。

表 3.2-39 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.			
				A	B	C	D	E	4	8	11	12
1	有尾	サンショウウオ	イシヅチサンショウウオ				NT	VU			●	●
2		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天			VU	DD		●		●
3		イモリ	アカハライモリ				NT	NT		●	●	●
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル					NT	●	●	●	●
5		アカガエル	ニホンアカガエル					NT		●	●	●
6			ヤマアカガエル					DD	●	●	●	●
7			ツチガエル					DD	●	●		●
8			トノサマガエル				NT	VU		●	●	●
9		アオガエル	シュレーゲルアオガエル					DD		●	●	●
10			カジカガエル					NT		●	●	●
計		2 目	6 科	10 種	1 種	0 種	0 種	4 種	10 種	3 種	9 種	8 種

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No. は表 3.2-32に対応している。なお、表 3.2-32に示した収集文献のうち、文献No. 3については、表 3.2-34に示す選定基準に該当する種は確認されなかった。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠した。

(オ) 魚類

文献において確認された魚類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-40 に示すとおり 8 目 18 科 54 種である。

表 3.2-40(1) 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	3	8	11	12		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ種群の一種				VU	EX		●				
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	VU	●	●		●		
3			オオウナギ				VU		●					
4	コイ	コイ	オオキンブナ					DD		●	●	●		
5			ヤリタナゴ			希少	NT	CR	●	●	●	●		
6			アブラボテ				NT	DD		●	●	●		
7			オイカワ					DD	●	●		●		
8			ヌマムツ			希少		CR		●				
9			ウグイ					NT		●		●		
10			モツゴ					NT	●	●	●	●		
11			タモロコ					NT	●	●	●	●		
12			ニゴイ					DD		●				
13			イトモロコ					VU		●				
14			コウライモロコ					VU		●				
15			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ				NT	VU		●	●	●
16					チュウガタスジシマドジョウ				VU	CR		●	●	●

表 3.2-40(2) 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.				
				A	B	C	D	E	3	8	11	12	
17	コイ	ドジョウ	イシドジョウ				EN		●				
18			ヒナイシドジョウ			希少	EN	EN		●	●	●	
19		フクドジョウ	ナガレホトケドジョウ				EN	EN		●			
20	ナマズ	ギギ	ギギ					DD		●			
21		アカザ	アカザ				VU	EN		●			
22	サケ	キュウリウオ	ワカサギ					DD		●			
23		シラウオ	シラウオ					EN		●			
24		サケ	ニッコウイワナ				DD					●	
25			アマゴ (サツキマス・イワメを含む)				NT	DD	●	●		●	
26	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ					EX		●			
27	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	VU		●	●	●	
28	スズキ	アカメ	アカメ				EN	NT		●			
29		ユゴイ	ユゴイ					DD		●			
30		カジカ	カマキリ				VU			●			
31			カジカ中卵型			希少	EN	CR		●			
32		カワアナゴ	カワアナゴ					NT	●	●	●	●	
33			チチブモドキ					VU		●			
34			オカメハゼ					VU		●			
35		ハゼ	イドミミズハゼ				NT	VU		●			
36			ヒモハゼ				NT	NT		●	●	●	
37			シロウオ				VU	VU		●	●	●	
38			チワラスボ				EN	VU		●	●	●	
39			タビラクチ				VU	VU		●			
40			トビハゼ				NT	VU		●			
41			タネハゼ					NT		●			
42			ゴマハゼ					VU	NT		●		
43			マサゴハゼ					VU	VU		●		
44			シロチチブ					NT	DD		●		
45			クロコハゼ						NT		●		
46			ルリヨシノボリ						NT		●	●	●
47			オオヨシノボリ						DD		●		●
48			シマヒレヨシノボリ					NT	DD		●		
49			ヒトミハゼ						DD		●		
50			チクゼンハゼ					VU	VU		●		
51			クボハゼ					EN	VU		●	●	●
52	キセルハゼ						EN	VU		●			
53	エドハゼ						VU	DD		●			
54	クロユリハゼ		サツキハゼ					NT		●	●	●	
計	8目	18科	54種	0種	0種	4種	30種	51種	8種	52種	16種	22種	

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No. は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠した。

(カ) 昆虫類

文献において確認された昆虫類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-41 に示すとおり 10 目 77 科 211 種である。

表 3.2-41(1) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.						
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12	
1	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ				EN	CR+EN				●	●	●	
2	(蜻蛉目)	イトトンボ	ベニイトトンボ				NT	NT				●	●	●	
3			アジアイトトンボ					NT		●	●	●	●	●	
4			セスジイトトンボ					CR+EN			●	●	●	●	
5			オオイトトンボ					CR+EN				●	●	●	
6			カワトンボ	ニホンカワトンボ					VU				●	●	●
7		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ				NT	NT				●	●	●	
8			アオヤンマ				NT	CR+EN	●	●	●	●	●	●	
9		サナエトンボ	ミヤマサナエ					NT		●		●	●	●	
10			キイロサナエ				NT	VU				●	●	●	
11			アオサナエ						VU			●	●	●	
12			ウチワヤンマ						NT		●	●	●	●	●
13			タバサナエ					NT	NT		●	●	●		●
14			フタスジサナエ					NT	NT		●	●	●	●	●
15		エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ					VU	NT		●		●	●	●
16			エゾトンボ						NT				●	●	●
17	トンボ	ベッコウトンボ		国内		CR	CR+EN					●	●	●	
18		キトンボ					NT		●	●	●	●	●		
19		ナニワトンボ					VU	NT		●	●	●	●	●	
20		マイコアカネ						VU		●		●	●	●	
21		ヒメアカネ						NT		●		●	●	●	
22		タイリクアカネ						NT		●	●	●	●	●	
23		オオキトンボ					EN	VU	●	●	●	●	●	●	
24		カマキリ (蟷螂目)	カマキリ	ウスバカマキリ				DD	VU				●	●	●
25	バッタ (直翅目)	クツワムシ	クツワムシ					NT						●	
26		キリギリス	イヨササキリモドキ					AN				●	●	●	
27		マツムシ	カヤコオロギ					NT				●	●	●	
28		ヒバリモドキ	ハマスズ					CR+EN				●	●	●	
29		バッタ	ヤマトマダラバッタ						VU				●	●	●
30	カワラバッタ							VU				●	●	●	
31	カメムシ (半翅目)	セミ	コエゾゼミ					NT						●	
32			アカエゾゼミ						NT					●	●
33			ヒメハルゼミ						NT				●	●	●
34		ヨコバイ	クスドイゲズキンヨコバイ						NT				●	●	●
35		サンガメ	ハリサシガメ					NT	VU				●	●	●
36			ゴミアシナガサシガメ					VU	VU				●	●	●
37			フサヒゲサシガメ					VU	CR+EN				●	●	●
38			キイロサシガメ						NT				●		●

表 3.2-41(2) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12
39	カメムシ (半翅目)	グンバイムシ	チシャノキグンバイ					DD				●		●
40		ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ				NT	NT				●	●	●
41		マキバサシガメ	ホソマキバサシガメ					DD				●		
42			キイロアシブトマキバサシガメ					DD				●		●
43		ヘリカメムシ	アズキヘリカメムシ					NT				●	●	●
44		ツチカメムシ	ハマベツチカメムシ					VU				●		
45			シロヘリツチカメムシ				NT	NT				●	●	●
46		アメンボ	エサキアメンボ				NT	NT				●	●	●
47		イトアメンボ	イトアメンボ				VU	CR+EN				●	●	●
48			ヒメイトアメンボ					NT				●	●	●
49		ミズギワカメムシ	オモゴミズギワカメムシ				NT						●	●
50		ミズムシ	ホッケミズムシ				NT	CR+EN				●	●	●
51			オオミズムシ				NT	VU				●	●	●
52			ナガミズムシ				NT	CR+EN				●		
53			ミヤケミズムシ				NT	VU				●	●	●
54		コオイムシ	コオイムシ				NT						●	●
55		タガメ		国内		VU	CR+EN				●	●	●	
56		タイコウチ	ヒメミズカマキリ					NT				●	●	●
57	アミメカゲロウ (脈翅目)	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ					CR+EN				●	●	●
58	トビケラ (毛翅目)	キタガミトビケラ	キタガミトビケラ					NT				●	●	●
59		トビケラ	ムラサキトビケラ					NT	●			●		
60			ツマグロトビケラ					DD				●		
61	チョウ (鱗翅目)	ミノガ	オオミノガ					NT				●	●	●
62		セセリチョウ	ホソバセセリ					NT		●	●	●		●
63			ミヤマチャバネセセリ					VU		●		●	●	●
64			チャマダラセセリ				EN	CR		●		●	●	●
65			ヘリグロチャバネセセリ					NT				●	●	●
66		シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ					VU		●	●	●		●
67			アイノミドリシジミ					NT				●	●	●
68			ウラナミアカシジミ					VU				●	●	●
69			ミドリシジミ					NT				●	●	●
70			クロシジミ				EN	EX				●	●	●
71			フジミドリシジミ					NT				●	●	●
72			クロツバメシジミ中国地方・四 国・九州内陸亜種					NT					●	●
73			ウラミスジシジミ					VU				●	●	●
74			シルビアシジミ				EN	EX				●	●	●
75	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン					VU	EN		●	●	●	●	●
76		オオウラギンスジヒョウモン					NT			●	●	●	●	●
77		メスグロヒョウモン					VU			●	●	●	●	●
78		オオウラギンヒョウモン					CR	EX			●	●	●	●
79		キマダラモドキ					NT			●	●			●

表 3.2-41(3) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12
80	チョウ (鱗翅目)	タテハチョウ	クロヒカゲモドキ				EN	VU		●	●	●	●	●
81			クモガタヒョウモン					VU		●	●	●	●	●
82			シータテハ					CR				●	●	●
83			オオムラサキ				NT	NT	●	●	●	●	●	●
84			ウラナミジャノメ本土亜種				VU	CR				●	●	●
85		シロチョウ	ツマグロキチョウ				EN	VU		●		●	●	●
86			スジボソヤマキチョウ					VU	●			●	●	●
87		メイガ	ウスムラサキシマメイガ					NT				●		●
88		イボタガ	イボタガ					VU				●	●	●
89		ヤマムガ	オナガミズアオ本土亜種				NT			●				
90		スズメガ	オオシモフリスズメ					NT				●	●	●
91			コウチスズメ					NT				●		
92		シャチホコガ	トビギンボシシャチホコ					DD				●		●
93			ブナアオシャチホコ					DD					●	●
94		ヒトリガ	ヤネホソバ				NT							●
95			フタスジヒトリ					DD				●		
96		ヤガ	コシロシタバ				NT							●
97			コガタキシタバ					NT			●	●	●	●
98			アオモンギンセダカモクメ				NT	CR+EN				●		
99			サヌキキリガ					DD				●		
100	ミスジキリガ					NT	NT				●	●	●	
101	ハエ(双翅目)	ハルカ	ハマダラハルカ				DD	DD				●	●	
102	コウチュウ (鞘翅目)	オサムシ	ウミミズギワゴミムシ				NT	DD				●		
103			アオアトキリゴミムシ					NT					●	
104			クロカタビロオサムシ					CR+EN				●	●	●
105			コキベリアオゴミムシ					VU				●		
106			ヒトツメアオゴミムシ				NT	VU				●	●	●
107			オオサカアオゴミムシ				DD	CR+EN				●		
108			アオヘリアオゴミムシ				CR	CR+EN				●	●	●
109			クビナガキベリアオゴミムシ				DD	DD				●		
110			キバネキバナガミズギワゴミムシ				VU	CR+EN				●	●	●
111			オサムシモドキ					NT				●		●
112			オオキベリアオゴミムシ					NT				●	●	●
113			キベリマルクビゴミムシ				EN	CR+EN				●		
114			フタモンマルクビゴミムシ				EN	CR+EN				●	●	●
115			チャバネクビナガゴミムシ					NT				●		●
116			オオヒラタアトキリゴミムシ					NT				●		●
117			オオヨツアナアトキリゴミムシ					NT				●		●
118			ミツアナアトキリゴミムシ					NT				●		●
119			ウミホソチビゴミムシ				NT	NT				●	●	●
120					イグチケブカゴミムシ				NT	DD				●

表 3.2-41(4) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.							
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12		
121	コウチュウ (鞘翅目)	オサムシ	ヒサマツナガゴミムシ					VU				●		●		
122			サトウナガゴミムシ					VU						●		
123			イヨメクラチビゴミムシ					AN				●	●			
124			ナンカイイツチビゴミムシ					NT	NT				●	●		
125			アオナミメクラチビゴミムシ					VU	NT				●	●	●	
126			トベメクラチビゴミムシ						AN				●			
127		ハンミョウ	ルイスハンミョウ					EN	EX	●		●	●	●	●	
128			コニワハンミョウ						VU				●			
129			エリザハンミョウ						DD				●		●	
130			コハンミョウ						DD				●			
131		ゲンゴロウ	キボシケシゲンゴロウ					DD	NT				●			
132			クロゲンゴロウ					NT	VU	●			●	●	●	
133			ゲンゴロウ			国内		VU	CR+EN	●			●	●	●	
134			コガタノゲンゴロウ					VU	VU				●	●	●	
135			シマゲンゴロウ					NT	VU				●	●	●	
136			スジゲンゴロウ						EX	EX			●	●	●	●
137			コマルケシゲンゴロウ					NT	NT				●		●	
138			ヒメマルケシゲンゴロウ						CR+EN				●			
139			ケシゲンゴロウ					NT	VU				●		●	
140			キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	NT				●		●	
141			ツブゲンゴロウ						VU					●	●	
142			コウベツブゲンゴロウ					NT	VU				●	●	●	
143			ルイスツブゲンゴロウ					VU	VU				●	●	●	
144	シャープツブゲンゴロウ						NT	CR+EN				●	●	●		
145	マルチビゲンゴロウ						NT	NT				●		●		
146	ヒメシマチビゲンゴロウ							CR+EN				●	●	●		
147	ミズスマシ	オオミズスマシ					NT	VU				●	●	●		
148		コミズスマシ					EN	CR+EN				●	●	●		
149		ヒメミズスマシ					EN	CR+EN				●	●	●		
150		ミズスマシ					VU	VU				●	●	●		
151		コオナガミズスマシ					VU	VU	●			●	●	●		
152	コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ					VU	NT				●	●	●		
153		ヒメコガシラミズムシ						NT				●		●		
154		マダラコガシラミズムシ					VU	VU				●	●	●		
155	コツブゲンゴロウ	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ					VU	CR+EN				●	●	●		
156	ナガヒラタムシ	ヤマトナガヒラタムシ						DD				●		●		
157	ホソガムシ	ヤマトホソガムシ					NT	DD				●	●	●		
158	ガムシ	マルヒラタガムシ					NT	NT				●		●		
159		スジヒラタガムシ					NT					●		●		
160		コガムシ						DD	NT			●	●	●		
161		ガムシ						NT	VU			●	●	●		
162		コガタガムシ					VU	CR+EN				●	●	●		
163	エンマムシ	チャイロムネミソツブエンマムシ						DD				●		●		

表 3.2-41 (5) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12
164	コウチュウ (鞘翅目)	シデムシ	ヤマトモンシデムシ				NT	DD				●		
165			オニヒラタシデムシ					DD				●		
166			ヒメヒラタシデムシ					DD					●	
167		ハネカクシ	オオズウミハネカクシ				EN	VU				●	●	●
168			シコカタホソツメハネカクシ					CR+EN				●	●	●
169		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ					DD				●		
170		クワガタムシ	オオクワガタ				VU	CR+EN	●			●	●	●
171			マメクワガタ					VU						●
172		クロツヤムシ	ツノクロツヤムシ					NT				●		●
173		コガネムシ	アカマダラハナムグリ				DD	CR+EN	●			●	●	●
174			コカブトムシ					NT					●	●
175			オオチャイロハナムグリ				NT	NT					●	●
176			シロスジコガネ					VU				●	●	●
177			キョウトアオハナムグリ					NT						●
178			クロカナブン					NT					●	
179		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ					DD				●		●
180		マルトゲムシ	シコクチビマルトゲムシ					AN				●		●
181		ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ				VU	VU				●		●
182		タマムシ	クロマダラタマムシ					NT				●	●	●
183		ホタル	ヘイケボタル					NT				●	●	●
184	シコクスジグロボタル						DD						●	
185	シバンムシ	ヒサマツシバンムシ					NT				●	●	●	
186	ジョウカイモドキ	イソジョウカイモドキ				DD	DD	●			●			
187	テントウムシ	ジュウクホシテントウ					DD				●			
188	ナガクチキムシ	セアカナガクチキ					NT						●	
189		マツヤマハネナシナガクチキ					NT				●	●	●	
190		クビアカナガクチキ					AN				●	●	●	
191		キオビホソナガクチキ					NT				●		●	
192	ツチハンミョウ	マルクビツチハンミョウ					VU				●	●	●	
193	ゴミムシダマシ	オオマルスナゴミムシダマシ					DD						●	
194	カミキリムシ	ヒメビロウドカミキリ				NT	CR+EN				●	●	●	
195		ニセシナノクロフカミキリ					AN						●	
196		フタスジカタビロハナカミキリ					VU					●	●	
197		アカアシオアオカミキリ					CR+EN				●	●	●	
198		ミドリカミキリ					DD						●	
199		ヒラヤマコブハナカミキリ					NT				●		●	
200		エゾナガヒゲカミキリ					NT				●		●	

表 3.2-41(6) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.						
				A	B	C	D	E	1	3	4	8	11	12	
201	コウチュウ (鞘翅目)	カミキリムシ	イシツチヒメハナカミキリ					NT							●
202			トゲウスバカミキリ					NT				●	●	●	
203			ヨツボシカミキリ				EN	CR+EN				●	●	●	
204			トラフカミキリ					VU				●		●	
205	ハチ目 (膜翅目)	ヒメバチ	ミズバチ				DD								●
206		セイボウ	オオセイボウ				DD								●
207		アリ	トゲアリ				VU	NT				●			
208		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ				DD	DD				●		●	
209			モンズズメバチ				DD	DD				●		●	
210		ミツバチ	クロマルハナバチ				NT								●
211		ハキリバチ	キバラハキリバチ				NT								●
計	10 目	77 科	211 種	0 種	3 種	0 種	99 種	199 種	12 種	26 種	22 種	183 種	128 種	179 種	

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No.は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠した。

(キ) クモ類・多足類

文献において確認されたクモ類・多足類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-42 に示すとおり 5 目 12 科 16 種である。

表 3.2-42 クモ類・多足類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.			
				A	B	C	D	E	8	10	11	12
1	カニムシ	サバクカニムシ	コイソカニムシ					NT	●		●	
2		イソカニムシ	イソカニムシ					NT	●		●	
3	ザトウムシ	マザトウムシ	ゴホントゲザトウムシ					NT			●	
4			アカサビザトウムシ					AN			●	
5			ヒトハリザトウムシ				NT	NT			●	
6			ゴホンヤリザトウムシ					DD				
7	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT	NT	●	●	●	●
8			キシノウエトタテグモ				NT	NT		●		
9		サラグモ	サラガミネヤミサラグモ					AN		●		
10		コガネグモ	コガネグモ					NT	●	●	●	●
11		ウシオグモ	イソタナグモ					NT	●		●	●
12		ガケジグモ	ダイセンヤチグモ					AN		●		
13	ワラジムシ	ミズムシ	ウエナセルス・イヨエンシス					AN	●			
14		ウシオワラジムシ	ニッポンヒイロワラジムシ					NT	●			
15	オビヤスデ	ババヤスデ	トリデヤスデ					NT	●		●	●
16		オビヤスデ	イシイオビヤスデ					DD	●		●	●
計	5 目	12 科	16 種	0 種	0 種	0 種	4 種	15 種	9 種	5 種	10 種	6 種

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No.は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠し「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(平成10年、環境庁)や「日本産クモ類」(平成21年、東海大学出版会)等も参考にした。

(ク) 貝類・甲殻類

文献において確認された貝類・甲殻類のうち表 3.2-34 の選定基準に該当する種は、表 3.2-43 に示すとおり 7 目 21 科 56 種である。

表 3.2-43(1) 貝類・甲殻類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	3	4	8	11	12	
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ				NT		●	●			●	
2	新生腹足	ヤマタニシ	ニッポンノブエガイ				CR+EN	CR+EN			●			
3		タニシ	マルタニシ				VU		●	●			●	
4			オオタニシ				NT		●	●			●	
5		カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ				NT					●	●	
6			ツブカワザンショウガイ				NT			●		●	●	
7		エゾマメタニシ	ヒメマルマメタニシ				VU			●		●	●	
8		汎有肺	オカミミガイ	シイノミミミガイ				CR+EN	CR+EN				●	●
9	オカミミガイ						VU	CR+EN			●	●	●	
10	ウスコミミガイ						NT					●	●	
11	キヌカツギハマシイノミガイ						VU				●	●	●	
12	ケシガイ		ケシガイ				NT			●			●	
13	モノアラガイ		コシダカヒメモノアラガイ				DD			●			●	
14			モノアラガイ				NT		●	●			●	
15	ヒラマキガイ		カワコザラガイ				CR		●				●	
16			ヒラマキミズマイマイ				DD			●			●	
17			クルマヒラマキガイ				VU			●	●	●	●	
18			ヒラマキガイモドキ				NT			●	●		●	
19	柄眼		キバサナギガイ (+スナガイ)	スナガイ				NT				●	●	●
20				ナタネキバサナギガイ				VU				●		
21				ヤマトキバサナギガイ				VU						●
22			キセルガイ	オオギセル				NT		●	●		●	●
23				シコクタケノコギセル				CR+EN					●	●
24				ホウヨギセル				NT					●	●
25				シロハダギセル				CR+EN	CR+EN			●	●	●
26		タキギセル					CR+EN					●	●	
27		イヨギセル					VU					●	●	
28		シマケルギセル					NT						●	
29		トサギセル					NT						●	
30		ホソヒメギセル					VU		●	●			●	
31		モリヤギセル					NT					●	●	
32		オカモノアラガイ		ナガオカモノアラガイ				NT		●			●	
33		ベッコウマイマイ		オオヒラベッコウ				DD			●			
34			ヒラベッコウガイ				DD		●	●			●	
35			キヌツヤベッコウマイマイ				DD		●	●			●	
36			ヒゼンキビ				NT		●				●	
37	ヒメハリマキビ					NT						●		

表 3.2-43(2) 貝類・甲殻類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献 No.					
				A	B	C	D	E	3	4	8	11	12	
38	柄眼	ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ				NT					●	●	
39			ウメムラシタラガイ				NT		●					●
40			オオウエキビ				DD							●
41			トサキビ				DD							●
42			ヒメカサキビ				NT		●					●
43			サドタカキビ				DD							●
44			オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ				NT						
45		ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	トサビロウドマイマイ				VU							●
46		オナジマイマイ	シコクケマイマイ				NT		●					
47			シロマイマイ				NT						●	●
48	イシガイ	イシガイ	タガイ					NT				●	●	
49			イシガイ			希少		CR+EN		●	●	●	●	
50			マツカサガイ広域分布種			希少	NT		●	●	●	●	●	
51			ヌマガイ					NT				●	●	
52	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ				NT	CR+EN		●				
53			マシジミ				VU	VU	●	●	●	●	●	
54		ドブシジミ	ドブシジミ					NT	●	●	●	●	●	
55		チドリマスオ	クチバガイ					NT			●			
56	エビ	ヌマエビ	ミナミヌマエビ					NT				●	●	
計	7 目	21 科	56 種	0 種	0 種	2 種	51 種	11 種	17 種	22 種	15 種	22 種	50 種	

注1) 選定基準は表 3.2-34に、文献No. は表 3.2-32に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠し「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(平成10年、環境庁)等も参考にした。

② 動物の注目すべき生息地

表 3.2-35 を基にした文献調査により、対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.2-44 及び図 3.2-17 に示すとおり、「松山城鳥獣保護区」及び「重信川河口」が動物の注目すべき生息地として確認された。

表 3.2-44 動物の注目すべき生息地

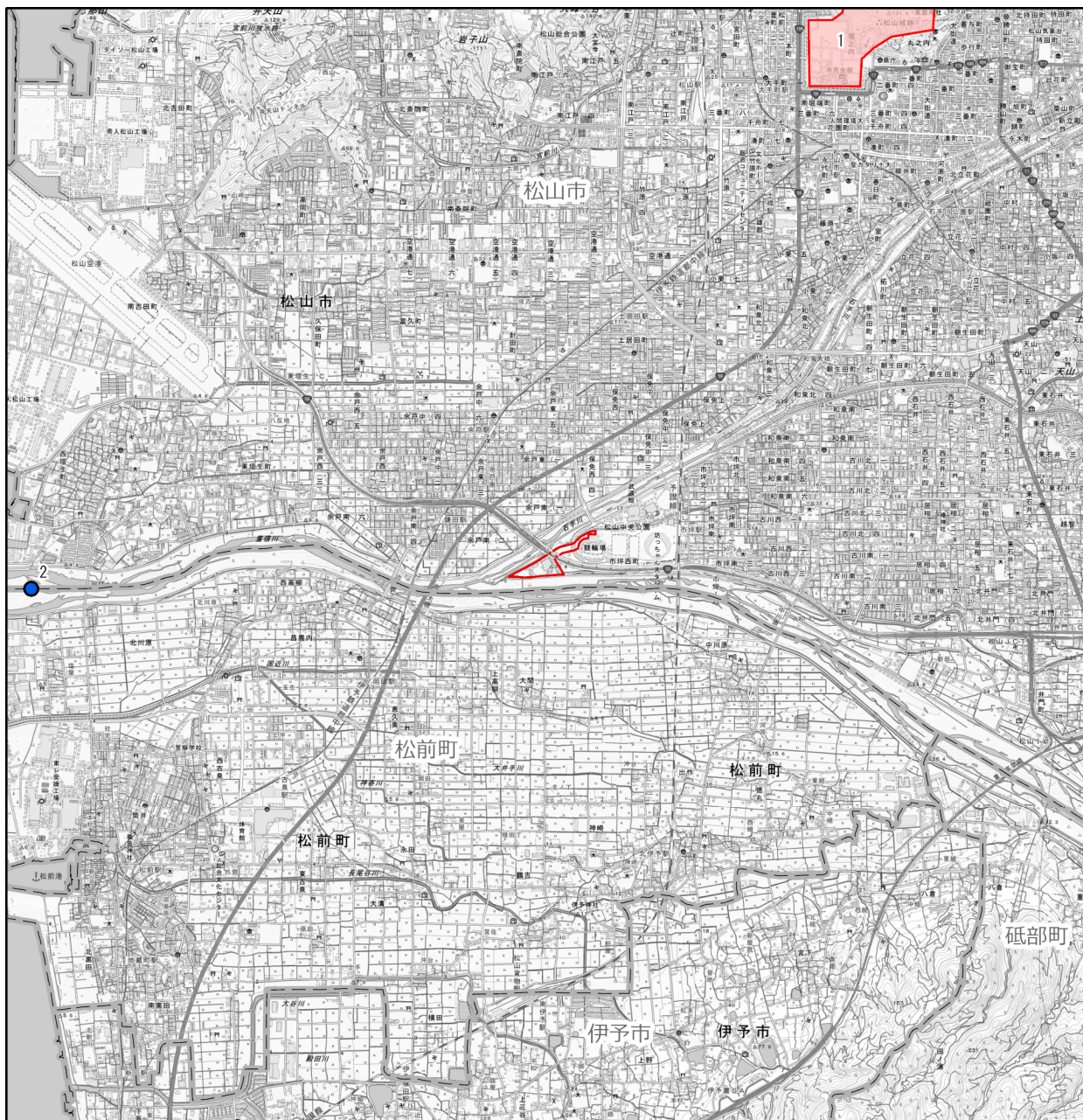
No.	名称	指定状況	存続期間	面積 (ha)	保護区分	選定基準						
						a	b	c	d	e	f	g
1	松山城鳥獣保護区	県指定	R6. 11. 1～ R7. 10. 31	62	鳥獣保護区				県鳥			
2	重信川河口	-	-	-	渡来湿地						重湿	○

注) 表中のNo. は、図 3.2-17に対応している。

出典：「愛媛県の鳥獣保護区等位置図」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（令和7年10月閲覧、環境省ホームページ）

「シギ・チドリ類渡来湿地目録」（令和7年10月閲覧、環境省ホームページ）



- 対象事業実施区域
- 重要湿地、シギ・チドリ類渡来湿地
- 鳥獣保護区

注) 図中の番号は、表 3.2-44 に対応している。

出典：「愛媛県の鳥獣保護区等位置図」  
 (令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)  
 「シギ・チドリ類渡来湿地目録」  
 (令和7年10月閲覧、環境省ホームページ)

1:50,000

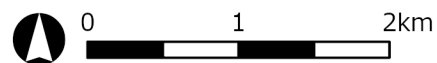


図 3.2-17 動物の注目すべき生息地

## (2) 植物

対象事業実施区域及びその周囲の植物の生育状況を把握するにあたり、収集した文献は表 3.2-45 に示すとおりである。収集した文献から、対象事業実施区域及びその周囲を分布域とする旨の記載が確認された種を整理した。

表 3.2-45 収集した文献（植物）

No.	収集文献
1	愛媛県レッドデータブック 2014 ―愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物― (平成 26 年、愛媛県県民環境部環境局)

### 1) 植物相の状況

文献により、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物相の概況は、表 3.2-46 に示すとおりである。

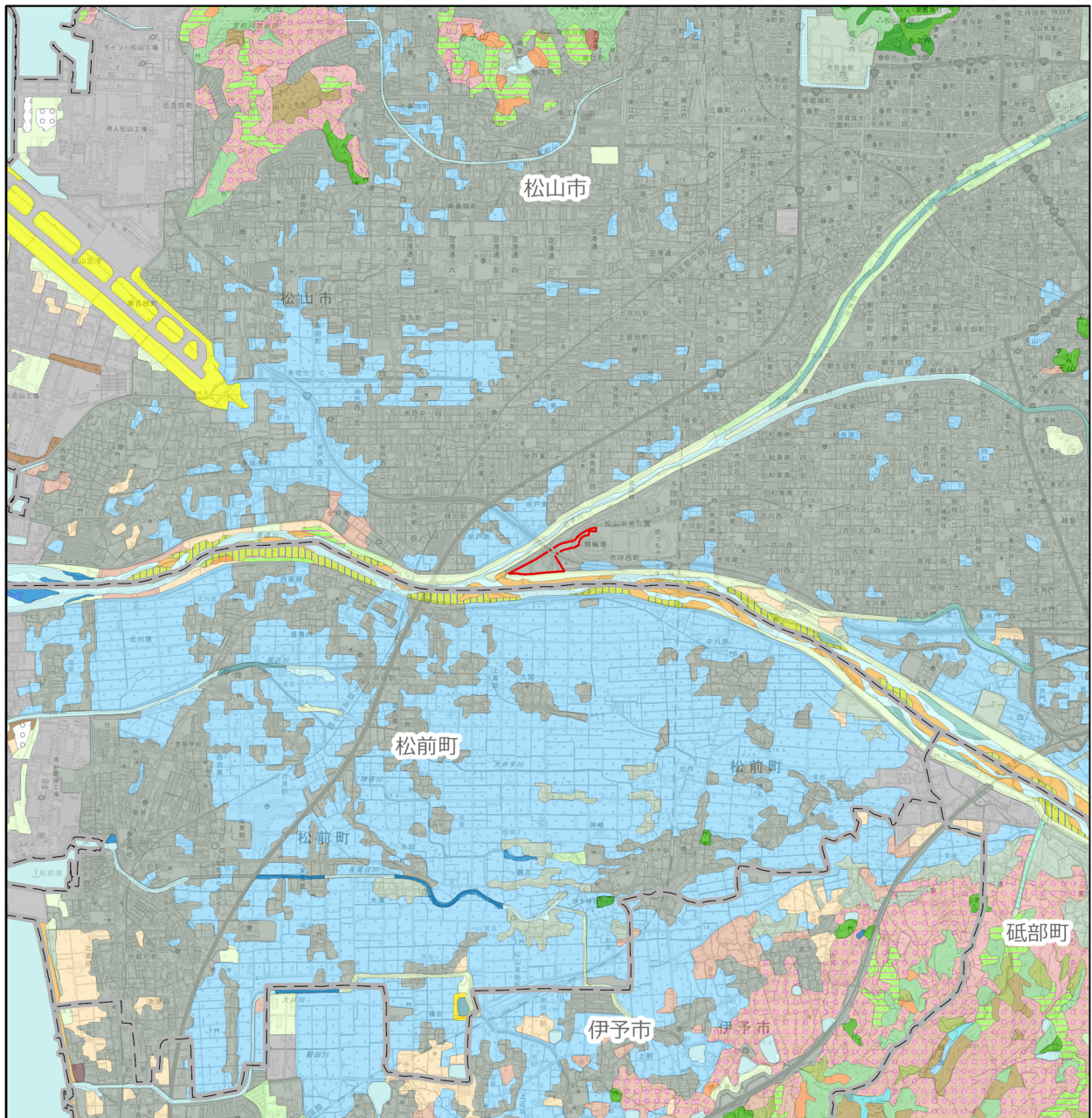
表 3.2-46 文献による植物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
種子植物、シダ植物	35目 86科 318種	オオバシナミズニラ、マツバラシ、コケホラゴケ 等
蘚苔類	7目 12科 16種	トサノタスキゴケ、ヒロハシノブイトゴケ 等
地衣類	1目 1科 3種	ウツロヒゲゴケ、ウメノキゴケ、ホソバカラクサゴケ
藻類	4目 5科 10種	シャジクモ、オオシャジクモ、テガヌマフラスコモ 等
菌類	12目 28科 48種	スズキセミタケ、ガヤドリナガミツブタケ、フデタケ 等

### 2) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 3.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地となっており、対象事業実施区域の周囲には、主に水田雑草群落が分布している。



対象事業実施区域

- |                          |                     |                          |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 271100 コジイ群落             | 470506 カワラヨモギ群落     | 570300 畑雑草群落             |
| 400100 シイ・カシ二次林          | 470507 河川砂礫地外来草本群落  | 570400 水田雑草群落            |
| 410100 コナラ群落 (V I I)     | 470600 ヒルムシロクラス     | 570500 放棄水田雑草群落          |
| 410700 アカメガシワーカラスザンショウ群落 | 480000 塩沼地植生        | 580100 市街地               |
| 411001 アカメガシワーエノキ群落      | 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 580101 緑の多い住宅地           |
| 420100 アカマツ群落 (V I I)    | 540300 クロマツ植林       | 580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 430200 メダケ群落             | 541000 その他植林        | 580300 工場地帯              |
| 440200 クズ群落              | 550000 竹林           | 580400 造成地               |
| 450100 ススキ群団 (V I I)     | 560100 ゴルフ場・芝地      | 580600 開放水域              |
| 450400 ダンチク群落            | 570100 路傍・空地雑草群落    | 580700 自然裸地              |
| 470400 ヨシクラス             | 570200 果樹園          |                          |
| 470501 ツルヨシ群集            | 570202 常緑果樹園        |                          |

出典：「第6～7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」を加工して作成  
(令和7年10月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

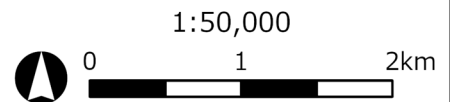


図 3.2-18 現存植生図

### 3) 植物の重要な種及び植物群落等の分布

対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要な種及び群落の選定基準は、表 3.2-47 及び表 3.2-48 に示す法令や規制等の選定基準に基づいて選定した。

表 3.2-47 植物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー
A 注	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 天然記念物(国天)
	「愛媛県文化財保護条例」 (昭和 32 年 3 月 29 日条例第 11 号)	・ 天然記念物(県天)
	「松山市文化財保護条例」 (平成 12 年 3 月 21 日松山市条例 16 号)	・ 天然記念物(市天)
	「松前町文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 3 日松前町条例第 14 号)	・ 天然記念物(町天)
	「伊予市文化財保護条例」 (平成 17 年 4 月 1 日伊予市条例第 186 号)	・ 天然記念物(市天)
	「砥部町文化財保護条例」 (平成 17 年 1 月 1 日砥部町条例第 90 号)	・ 天然記念物(町天)
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種(国内)
C	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)	・ 特定希少野生動植物(希少)
D	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」 (令和 7 年 3 月、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絶滅(EX)</li> <li>・ 野生絶滅(EW)</li> <li>・ 絶滅危惧 I 類(CR+EN)</li> <li>・ 絶滅危惧 I A 類(CR)</li> <li>・ 絶滅危惧 I B 類(EN)</li> <li>・ 絶滅危惧 II 類(VU)</li> <li>・ 準絶滅危惧(NT)</li> <li>・ 情報不足(DD)</li> <li>・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)</li> </ul>
E	「愛媛県レッドリスト 2024」 (令和 7 年 3 月、愛媛県県民環境部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絶滅(EX)</li> <li>・ 野生絶滅(EW)</li> <li>・ 絶滅危惧 I 類(CR+EN)</li> <li>・ 絶滅危惧 I A 類(CR)</li> <li>・ 絶滅危惧 I B 類(EN)</li> <li>・ 絶滅危惧 II 類(VU)</li> <li>・ 準絶滅危惧(NT)</li> <li>・ 情報不足(DD)</li> <li>・ 要注意種(AN)</li> </ul>

注) 特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除外した。

表 3.2-48 重要な植物群落の選定基準

	選定基準	カテゴリー
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「愛媛県文化財保護条例」 (昭和 32 年 3 月 29 日条例第 11 号) 「松山市文化財保護条例」 (平成 12 年 3 月 21 日松山市条例 16 号) 「松前町文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 3 日松前町条例第 14 号) 「伊予市文化財保護条例」 (平成 17 年 4 月 1 日伊予市条例第 186 号) 「砥部町文化財保護条例」 (平成 17 年 1 月 1 日砥部町条例第 90 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別天然記念物又は天然記念物に指定された動物の生息地(特天、国天)</li> <li>・ 天然記念物に指定された植物の生育地(県天)</li> <li>・ 天然記念物に指定された植物の生育地(市天)</li> <li>・ 天然記念物に指定された植物の生育地(町天)</li> <li>・ 天然記念物に指定された植物の生育地(市天)</li> <li>・ 天然記念物に指定された植物の生育地(町天)</li> </ul>
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息地等保護区(国保護)</li> </ul>
c	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定希少野生動植物保護区(県保護)</li> </ul>
d	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落」 第 2 回(昭和 53 年度、環境庁) 第 3 回(昭和 59~61 年度、環境庁) 第 5 回(平成 9~10 年度、環境庁)	A 原生林若しくはそれに近い自然林 B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群 D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F 過去において人工的に植栽されたことが明らかでない森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H その他、学術上重要な植物群落又は個体群
f (巨樹・巨木林)	「自然環境保全基礎調査 植生調査」 第 4 回(昭和 63 年度) 第 6 回(平成 11・12 年度)(環境省)	巨樹：地上から 130cm の位置で幹周(幹の円周)が 300cm 以上の樹木 巨木林：巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりをもって生えている場合

① 植物の重要な種

(7) 種子植物、シダ植物

文献において確認された種子植物及びシダ植物のうち、表 3.2-47 の選定基準に該当する種は、表 3.2-49 に示すとおり 35 目 86 科 319 種である。

表 3.2-49(1) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				A	B	C	D	E	
1	ミズニラ	ミズニラ	オオバシナミズニラ				EN	VU	
2	ハナヤスリ	ハナヤスリ	アカハナワラビ					EN	
3			コハナヤスリ					VU	
4	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ				NT	CR	
5	コケシノブ	コケシノブ	コケホラゴケ				NT	DD	
6			オオコケシノブ					CR	
7	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ			希少	NT	CR	
8		サンショウモ	アカウキクサ				EN	VU	
9		サンショウモ	サンショウモ				NT	CR	
10	ウラボシ	イノモトソウ	クジャクシダ					EN	
11			タキミシダ				VU	CR	
12			ミズワラビ					NT	
13			ヒメウラジロ				NT	NT	
14			エビガラシダ				VU	EN	
15			チャセンシダ	コタニワタリ					VU
16			ヒメシダ	ミドリヒメワラビ					EN
17				ホソバショリマ					NT
18			メシダ	トゲカラクサイヌワラビ					NT
19				ミドリワラビ					EN
20		ウスバミヤマノコギリシダ						NT	
21		オシダ	メヤブソテツ					NT	
22			ニセヨゴレイタチシダ				NT	EN	
23		ウラボシ	カラクサシダ					NT	
24	スイレン	ジュンサイ	ジュンサイ					EN	
25		スイレン	コウホネ					VU	
26	センリョウ	センリョウ	キビヒトリシズカ				VU	DD	
27	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ					NT	
28	オモダカ	サトイモ	オモゴウテンナンショウ				NT	VU	
29			ユキモチソウ				NT	VU	
30			ナンゴクウラシマソウ					NT	
31			ウラシマソウ					EN	
32			ヒンジモ				EN	DD	
33		トチカガミ	スブタ				VU	DD	
34			クロモ					NT	
35			ムサシモ				EN	EN	
36			サガミトリゲモ				NT	VU	
37			イトトリゲモ				NT	VU	
38			ホッスモ					NT	
39			イバラモ					VU	
40			トリゲモ				VU	NT	
41			オオトリゲモ					EN	
42	ミズオオバコ				NT	NT			

表 3.2-49(2) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
43	オモダカ	トチカガミ	セキショウモ					VU
44		シバナ	シバナ				NT	EN
45		アマモ	コアマモ					NT
46		ヒルムシロ	イトモ				NT	NT
47			コバノヒルムシロ				VU	CR
48			フトヒルムシロ					NT
49			オヒルムシロ					EN
50			リュウノヒゲモ				NT	EN
51		タコノキ	ビャクブ	ヒメナベワリ				
52	ユリ	ユリ	オニツルボ					VU
53			カタクリ					VU
54			アワコバイモ				VU	VU
55			キバナノアマナ					CR
56			ヒメユリ				EN	EN
57			ササユリ					VU
58			ホトトギス					EN
59	クサスギカズラ	ラン	ヒナラン				VU	EN
60			シラン				NT	EN
61			キノエビネ				CR	CR
62			キエビネ				VU	EN
63			ナツエビネ				VU	EN
64			サルメンエビネ				VU	EN
65			ギンラン					VU
66			ササバギンラン					EN
67			トケンラン				VU	CR
68			マヤラン				VU	CR
69			コアツモリソウ				NT	DD
70			クマガイソウ			希少	VU	VU
71			ツチアケビ					NT
72			アオチドリ					EN
73			イチヨウラン					CR
74			セッコク					VU
75			カキラン					NT
76			タシロラン				NT	CR
77			オニノヤガラ					EN
78			アケボノシュスラン					VU
79			ツリシュスラン					EN
80			ミズトンボ				NT	EN
81			ムカゴソウ				VU	EN
82			ヒメノヤガラ				VU	EN
83			ムヨウラン					VU
84			ウスギムヨウラン				NT	EN

表 3.2-49(3) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				A	B	C	D	E		
85	クサスギカズラ	ラン	ギボウシラン				VU	CR		
86			フガクスズムシソウ				VU	EN		
87			セイタカスズムシソウ					EN		
88			ジガバチソウ					NT		
89			スズムシソウ					CR		
90			ニラバラン					VU		
91			アリドオシラン					EN		
92			ノビネチドリ					CR		
93			コフタバラン					EN		
94			ミヤマモジズリ					CR		
95			ヨウラクラン					CR		
96			サギソウ				希少	NT	EN	
97			イヨトンボ					EN	CR	
98			ジンバイソウ						EN	
99			ミズチドリ						EN	
100			イイヌマムカゴ					EN	EN	
101			ツレサギソウ						NT	
102			ヤマサギソウ					VU	EN	
103			トキノウ					NT	EN	
104			ヤマトキノウ						EN	
105			ヒナチドリ					VU	EN	
106			ウチョウラン					NT	EN	
107			カヤラン						VU	
108			ヒトツボクロ						VU	
109			ショウキラン						EN	
110			キンバイザサ	キンバイザサ	キンバイザサ					EN
111					コキンバイザサ					EN
112			アヤメ	ノハナショウブ	ノハナショウブ					CR
113					エヒメアヤメ				VU	CR
114	ススキノキ	ユウスゲ					EN			
115	クサスギカズラ	ユキザサ	ユキザサ					VU		
116			ミヤマナルコユリ					VU		
117	イネ	ガマ	オオミクリ				VU	EN		
118		ホシクサ	ヒロハノイヌノヒゲ	ヒロハノイヌノヒゲ					NT	
119				オオホシクサ					NT	
120				ホシクサ					NT	
121				イトイヌノヒゲ					VU	
122				シロイヌノヒゲ					NT	
123				ニッポンイヌノヒゲ					VU	
124		イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	ヒメコウガイゼキショウ					VU	
125				タチコウガイゼキショウ					DD	
126				アオコウガイゼキショウ					EN	

表 3.2-49(4) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
127	イネ	イグサ	ホソイ					VU
128		カヤツリグサ	ヤマアゼスゲ					EN
129			ホソバヒカゲスゲ					VU
130			アズマスゲ					EN
131			ケヒエスゲ					DD
132			フサスゲ					NT
133			アワボスゲ					CR
134			ヒメアオガヤツリ					DD
135			セイタカハリイ					VU
136			マシカクイ					VU
137			ノテンツキ					EN
138			アオテンツキ					VU
139			ナガボテンツキ					EN
140			ビロードテンツキ					EN
141			トラノハナヒゲ					EN
142			コイヌノハナヒゲ					VU
143			イガクサ					EN
144			ヒメカンガレイ				VU	EN
145			マツカサススキ					EN
146			シンジュガヤ					CR
147			コシンジュガヤ					EN
148		ケシンジュガヤ					EN	
149		イネ	ミヤマヌカボ					VU
150			イシヅチコウボウ					VU
151			ヤマアワ					VU
152			ウンヌケモドキ				NT	EN
153			コバノウシノシッペイ					VU
154			ウシノシッペイ					VU
155	ミノボロ						VU	
156	サヤヌカグサ						VU	
157	ミチシバ						EN	
158	タチネズミガヤ						VU	
159	キダチノネズミガヤ						DD	
160	スズメノコビエ						VU	
161	アイアシ						VU	
162	ウキシバ						VU	
163	モロコシガヤ						VU	
164	キンポウゲ	ケシ	ヤマブキソウ					NT
165		メギ	バイカイカリソウ					EN
166		キンポウゲ	シコクフクジュソウ			希少	VU	EN
167			シコクハンショウヅル				EN	NT
168			トリガタハンショウヅル					EN

表 3.2-49(5) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
169	キンポウゲ	キンポウゲ	オキナグサ				NT	CR
170	ユキノシタ	ボタン	ベニバナヤマシャクヤク				VU	EN
171		スグリ	ヤシャビシャク				NT	EN
172		ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ					EN
173		タコノアシ	タコノアシ				NT	NT
174		アリノトウグサ	オグラノフサモ				VU	EN
175			フサモ					DD
176	ハマビシ	ハマビシ	ハマビシ			希少	EN	CR
177	マメ	マメ	カワラケツメイ					DD
178			ヒメノハギ					VU
179			タヌキマメ					NT
180			イヌハギ				NT	EN
181			クララ					VU
182			オオバクサフジ					CR
183			ヒメハギ	ヒナノカンザシ				
184		バラ	グミ	クマヤマグミ				VU
185	マメグミ							VU
186	クロウメモドキ		オオクマヤナギ					EN
187	ニレ		オヒョウ					VU
188	アサ		コバノチョウセンエノキ					VU
189	クワ		カカツガユ					VU
190	イラクサ		コケミズ					VU
191	バラ		カワラサイコ					NT
192			テリハキンバイ					NT
193			ヤマイバラ					NT
194			ワレモコウ					NT
195		コバナノワレモコウ					VU	
196	ブナ	ブナ	カシワ					EN
197		カバノキ	ハシバミ					DD
198	ニシキギ	ニシキギ	ウメバチソウ					VU
199	キントラノオ	スマレ	ゲンジスマレ					CR
200		オトギリソウ	トモエソウ					DD
201			アゼオトギリ				EN	EN
202	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ				NT	NT
203	アオイ	アオイ	ラセンソウ					NT
204	アブラナ	アブラナ	タチスズシロソウ				VU	EX
205			シロイヌナズナ					EN
206			ハマハタザオ					DD
207			ミズタガラシ					VU
208			イヌナズナ					NT
209			コイヌガラシ					NT

表 3.2-49(6) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				A	B	C	D	E	
210	ビャクダン	ツチトリモチ	ツチトリモチ					EN	
211		オオバヤドリギ	マツグミ					VU	
212			オオバヤドリギ					EN	
213	ナデシコ	タデ	サイコクヌカボ				NT	VU	
214			ヤナギヌカボ				NT	CR	
215			ヌカボタデ				VU	DD	
216			アキノミチヤナギ					NT	
217			コギンギシ				NT	NT	
218			マダイオウ					EN	
219			モウセンゴケ	イシモチソウ				NT	EN
220			ナデシコ	タチハコベ				VU	EN
221		フシグロセンノウ						VU	
222		ヒユ	イワアカザ				CR	DD	
223			マツナ					NT	
224		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ					EN	
225		ツツジ	サクラソウ	モロコシソウ					VU
226				シコクカッコソウ			希少	EN	EN
227		リンドウ	アカネ	ナガバジュズネノキ					NT
228				ホソバノヨツバムグラ					EN
229				オオキヌタソウ					NT
230		リンドウ	ムラサキセンブリ	ムラサキセンブリ				NT	EN
231	シノノメソウ						VU	EN	
232	イヌセンブリ						NT	EN	
233	マチン	アイナエ					EN		
234	キョウチクトウ	タチカモメヅル	タチカモメヅル					VU	
235			ツクシガシワ					VU	
236			スズサイコ				NT	VU	
237	ナス	ヒルガオ	マメダオシ				EN	EX	
238			ハマネナシカズラ				EN	DD	
239		ナス	イガホオズキ					VU	
240			アオホオズキ				VU	VU	
241			ヤマホロシ					EN	
242	ムラサキ	ムラサキ	スナビキソウ					DD	
243	シソ	イワタバコ	イワギリソウ				VU	NT	
244		オオバコ	シソクサ					NT	
245			キクモ					NT	
246			ウンラン			希少		CR	
247			イヌノフグリ				NT	NT	
248			ヒメトラノオ					CR	
249			ゴマノハグサ	ヒナノウスツボ					NT
250		オオヒナノウスツボ						EN	
251		シソ	カワミドリ					NT	

表 3.2-49(7) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				A	B	C	D	E	
252	シソ	シソ	ジュウニヒトエ					VU	
253			ルリハッカ				CR		
254			コムラサキ					VU	
255			タニジャコウソウ				NT	NT	
256			キセワタ				VU	EN	
257			マネキグサ				NT	VU	
258			コシロネ					NT	
259			シロネ					VU	
260			ミズトラノオ				VU	EX	
261			ミゾコウジュ				NT	NT	
262			コナミキ				VU	CR	
263			シソバタツナミ					EN	
264			ヤマタツナミソウ					DD	
265			ケミヤマナミキ				EN	NT	
266			ナミキソウ			希少		EN	
267			ハエドクソウ	スズメノハコベ				NT	VU
268			ハマウツボ	ゴマクサ				NT	EN
269				ミヤマママコナ					NT
270	ホソバママコナ					VU	DD		
271	ハマウツボ					VU	CR		
272	キヨスミウツボ						EN		
273	オオヒキヨモギ						NT	CR	
274	タヌキモ	イヌタヌキモ				NT	NT		
275		ミミカキグサ					VU		
276		ホザキノミミカキグサ					EN		
277	キク	キキョウ	ソバナ				VU		
278			サワギキョウ				CR		
279		キキョウ				NT	VU		
280	ミツガシワ	ガガブタ				NT	VU		
281		アサザ				NT	EX		
282	キク	モミジハグマ					EN		
283		カワラハハコ					EN		
284		フクド				NT	VU		
285		オオユウガギク					DD		
286		オケラ					VU		
287		タウコギ					VU		
288		ヤナギアザミ					CR		
289		キセルアザミ					EN		
290		イズハハコ					NT	VU	
291		ヤナギタンポポ						EN	
292		スイラン						EN	
293		オグルマ						EN	

表 3.2-49(8) 種子植物及びシダ植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				A	B	C	D	E		
294	キク	キク	カセンソウ					EN		
295			タカサゴソウ				VU	CR		
296			ノニガナ					VU		
297			アキノハハコグサ				EN	EN		
298			ヒメヒゴタイ				VU	NT		
299			タムラソウ					DD		
300			ヤブレガサモドキ				EN	CR		
301			キクバヤマボクチ					EN		
302			オヤマボクチ					VU		
303			ヤマザトタンポポ				NT	VU		
304			キビシロタンポポ					NT		
305			カンサイタンポポ					NT		
306			オカオグルマ					EN		
307			サワオグルマ					VU		
308			ウラギク				NT	VU		
309			オナモミ				VU	DD		
310			セリ	セリ	ミヤマノダケ				CR	DD
311					ミシマサイコ				VU	CR
312	ハマゼリ							VU		
313	カワラボウフウ							EN		
314	ムカゴニンジン							VU		
315	ヌマゼリ						NT	EN		
316	ヒロハヌマゼリ							CR		
317	マツムシソウ	スイカズラ			ウスバヒョウタンボク				VU	NT
318			ヤマヒョウタンボク					VU		
319			オミナエシ					NT		
計	35 目	86 科	319 種	0 種	0 種	8 種	115 種	318 種		

注1) 選定基準は表 3.2-47に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和7年、国土交通省)に準拠した。

(イ) 蘚苔類

文献において確認された蘚苔類のうち、表 3.2-47 の選定基準に該当する種は、表 3.2-50 に示すとおり 7 目 12 科 16 種である。

表 3.2-50 蘚苔類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				A	B	C	D	E	
1	ミズゴケ	ミズゴケ	コアナミズゴケ					CR+EN	
2			コバノホソベリミズゴケ					NT	
3	キセルゴケ	キセルゴケ	キセルゴケ					CR+EN	
4	センボンゴケ	センボンゴケ	センボンゴケ					AN	
5	イヌマゴケ	ムジナゴケ	マツムラゴケ					NT	
6		ヒムロゴケ	オオミミゴケ					NT	
7		ハイヒモゴケ	ミズスギモドキ					CR+EN	
8				トサノタスキゴケ				VU	CR+EN
9				ヒロハシノブイトゴケ				NT	CR+EN
10		ヒラゴケ	トサヒラゴケ				NT	CR+EN	
11	トラノオゴケ	ケサガリゴケ					CR+EN		
12	シトネゴケ	ヒゲゴケ	レイシゴケ				VU	CR+EN	
13		ツヤゴケ	オオミツヤゴケ				VU	CR+EN	
14	ウロコゴケ	クサリゴケ	シコクヒメクサリゴケ					CR+EN	
15			カビゴケ				NT	NT	
16	ゼニゴケ	ウキゴケ	ウキゴケ					CR+EN	
計	7 目	12 科	16 種	0 種	0 種	0 種	6 種	16 種	

注1) 選定基準は表 3.2-47に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「愛媛県野生動植物目録」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)に準拠した。

(ウ) 地衣類

文献において確認された地衣類のうち、表 3.2-47 の選定基準に該当する種は、表 3.2-51 に示すとおり 1 目 1 科 3 種である。

表 3.2-51 地衣類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
1	チャシブゴケ	ウメノキゴケ	ウツロヒゲゴケ					VU
2			ウメノキゴケ					VU
3			ホソバカラクサゴケ					DD
計	1 目	1 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種

注1) 選定基準は表 3.2-47に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「愛媛県野生動植物目録」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)に準拠した。

(イ) 藻類

文献において確認された藻類のうち、表 3.2-47 の選定基準に該当する種は、表 3.2-52 に示すとおり 4 目 5 科 10 種である。

表 3.2-52 藻類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
1	シオグサ	シオグサ	エビヤドリモ					DD
2	シヤジクモ	シヤジクモ	シヤジクモ				VU	NT
3			オオシヤジクモ				CR+EN	CR+EN
4			テガヌマフラスコモ				EW	DD
5			ナガホノフラスコモ				CR+EN	CR+EN
6		キヌフラスコモ				CR+EN	VU	
7		オオイシソウ	オオイシソウ	オオイシソウ				VU
8	カワモズク	カワモズク	カワモズク				VU	CR+EN
9			アオカワモズク				NT	NT
10			チャイロカワモズク				NT	NT
計	4 目	5 科	10 種	0 種	0 種	0 種	9 種	10 種

注1) 選定基準は表 3.2-47に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「愛媛県野生動植物目録」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)に準拠した。

(オ) 菌類

文献において確認された菌類のうち、表 3.2-47 の選定基準に該当する種は、表 3.2-53 に示すとおり 12 目 28 科 48 種である。

表 3.2-53(1) 菌類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				A	B	C	D	E	
1	ボタンタケ	バクカクキンタケ	スズキセミタケ					CR+EN	
2			ガヤドリナガミツブタケ					CR+EN	
3	クロサイワイタケ	クロサイワイタケ	フデタケ					CR+EN	
4	ビョウタケ	ビョウタケ	クチキトサカタケ					VU	
5	チャワソウタケ	ベニチャワソウタケ	ニクアツベニサラタケ					DD	
6	ハラタケ	ガマノホタケ	タマナギナタタケ					CR+EN	
7		シメジ	ホンシメジ					VU	
8		キシメジ	キシメジ	シロノハイイロシメジ					DD
9				ドクササコ					NT
10				キシメジ					NT
11				シモコシ					VU
12				マツタケモドキ					CR+EN
13				マツタケ					VU
14				ウラムラサキシメジ					DD
15				ニセマツタケ					CR+EN

表 3.2-53(2) 菌類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				A	B	C	D	E
16	ハラタケ	ヒドナンギウム	ヒメサカズキタケ					CR+EN
17		クヌギタケ	ニカワラッシタケ					DD
18		ハラタケ	キヌカラカサタケ					CR+EN
19			ナガエノホコリタケ					VU
20		イタチタケ	クロヒメオニタケ					DD
21		モエギタケ	ナメコ					VU
22		フウセンタケ	ヌメリササタケ					NT
23		イッポンシメジ	ソライロタケ					NT
24		イグチ	イドタケ	オガサワラハリヒラタケ				
25	クリイロイグチ		アイゾメイグチ					DD
26	ヌメリイグチ		セイタカイグチ					NT
27			アイゾメクロイグチ					DD
28			ジャガイモタケ					NT
29	ニセシヨウロ		ツチグリカタカワタケ				DD	DD
30	シヨウロ		シヨウロ					VU
31		ホンシヨウロ					DD	
32	スッポンタケ	スッポンタケ	カゴタケ					DD
33			アカイカタケ					VU
34			ウスキキヌガサタケ					NT
35	キクラゲ	キクラゲ	ムカシオオミダレタケ					VU
36	タマチョレイタケ	タチウロコタケ	サギウロコタケ					VU
37		マクカワタケ	タマチョレイタケ					NT
38			コゴメウスバタケ					VU
39			ブクリョウ					VU
40		マンネンタケ	ニセカンバタケ					DD
41	イボタケ	マツバハリタケ	シシタケ					CR+EN
42			コウタケ					VU
43	タバコウロコタケ	タバコウロコタケ	エヒメウスバタケ				DD	EX
44			ラッコタケ					CR+EN
45			メシマコブ				NT	NT
46	ベニタケ	マンネンハリタケ	コウヤクマンネンハリタケ					CR+EN
47		マツカサタケ	マツカサタケ					VU
48			シャクシハリタケ					DD
計	12 目	28 科	48 種	0 種	0 種	0 種	3 種	48 種

注1) 選定基準は表 3.2-47に対応している。

注2) 種の分類及び配列は、原則として「愛媛県野生動植物目録」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）に準拠した。

## ② 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.2-48 の選定基準に該当する重要な植物群落は、表 3.2-54 及び図 3.2-19 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域内では、重要な植物群落は確認されなかった。

表 3.2-54 重要な植物群落

No.	名称	指定状況	相観区分	面積 (ha)	保護区分	選定基準					
						a	b	c	d	e	f
1	松山城山樹叢	県指定	-	-	天然記念物に指定された植物の生育地	県天					
2	松山城山の照葉樹林	-	暖温帯常緑 広葉高木林	16.2	特定植物群落				AE		
3	松前の海浜植生	-	海浜植生	29.2	特定植物群落				D		

注) 選定基準は表 3.2-48に対応している。

出典：「愛媛県の文化財」（令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ）

「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」

(令和7年10月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

## ③ 巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は、表 3.2-55 及び図 3.2-19 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域内では、巨樹・巨木林は確認されなかった。

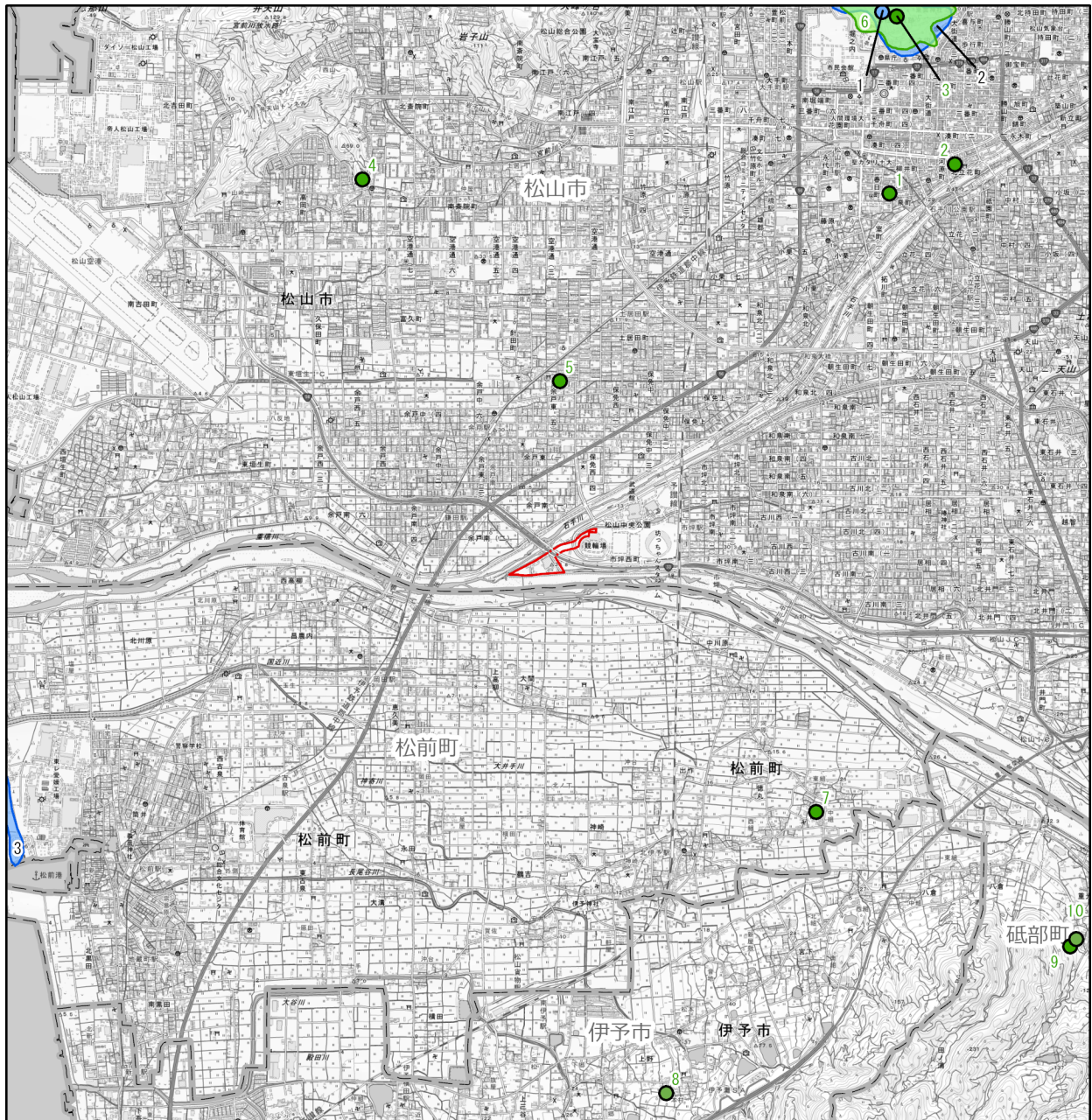
表 3.2-55 巨樹・巨木林

No.	樹種	推定樹齢(年)	幹周(cm)	樹高(m)
1	イスノキ	不明	430	9
2	イチョウ	不明	360	24
3	アベマキ	不明	330	20
4	クスノキ	不明	420	20
5	クスノキ	不明	610	22
6	アベマキ	不明	330	20
7	ホルトノキ	不明	450	26
8	クスノキ	300 以上	460	15
9	アラカシ	不明	350	14
10	アラカシ	300 以上	350	14.5

注) 表中のNo. は図 3.2-19に対応している。

出典：「第4回・第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」

(令和7年10月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)



対象事業実施区域

重要な植物群落

巨樹・巨木林

注) 図中の番号は、表 3.2-54 及び表 3.2-55 に対応している。

出典：「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」  
 (令和7年10月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)  
 「第4回・第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」  
 (令和7年10月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

1:50,000

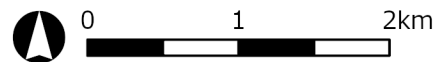


図 3.2-19 重要な植物群落及び巨樹・巨木林

### (3) 生態系

#### 1) 対象事業実施区域及びその周囲の自然環境の類型化

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、植生等を踏まえて、表 3.2-56 に示す 6 つの環境類型に区分した。また、当該内容を基に作成した環境類型区分図は、図 3.2-20 に示すとおりである。

表 3.2-56 環境類型区分一覧

No.	環境類型区分	植生等
1	市街地	市街地
		工場地帯
		緑の多い住宅地
		自然裸地
		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
		造成地
2	水田	水田雑草群落
		放棄水田雑草群落
3	耕作地	常緑果樹園
		畑雑草群落
4	草地	路傍・空地雑草群落
		ゴルフ場・芝地
		河川砂礫地外来草本群落
		クズ群落
		ツルヨシ群集
		ヨシクラス
		ヒルムシロクラス
		ダンチク群落
		ススキ群団 (VII)
		カワラヨモギ群落
		塩沼地植生
5	開放水域	開放水域
6	樹林地	コナラ群落 (VII)
		アカメガシワ-エノキ群落
		スギ・ヒノキ・サワラ植林
		シイ・カシ二次林
		アカメガシワ-カラスザンショウ群落
		竹林
		コジイ群落
		その他植林
		アカマツ群落 (VII)
		クロマツ植林
		メダケ群落

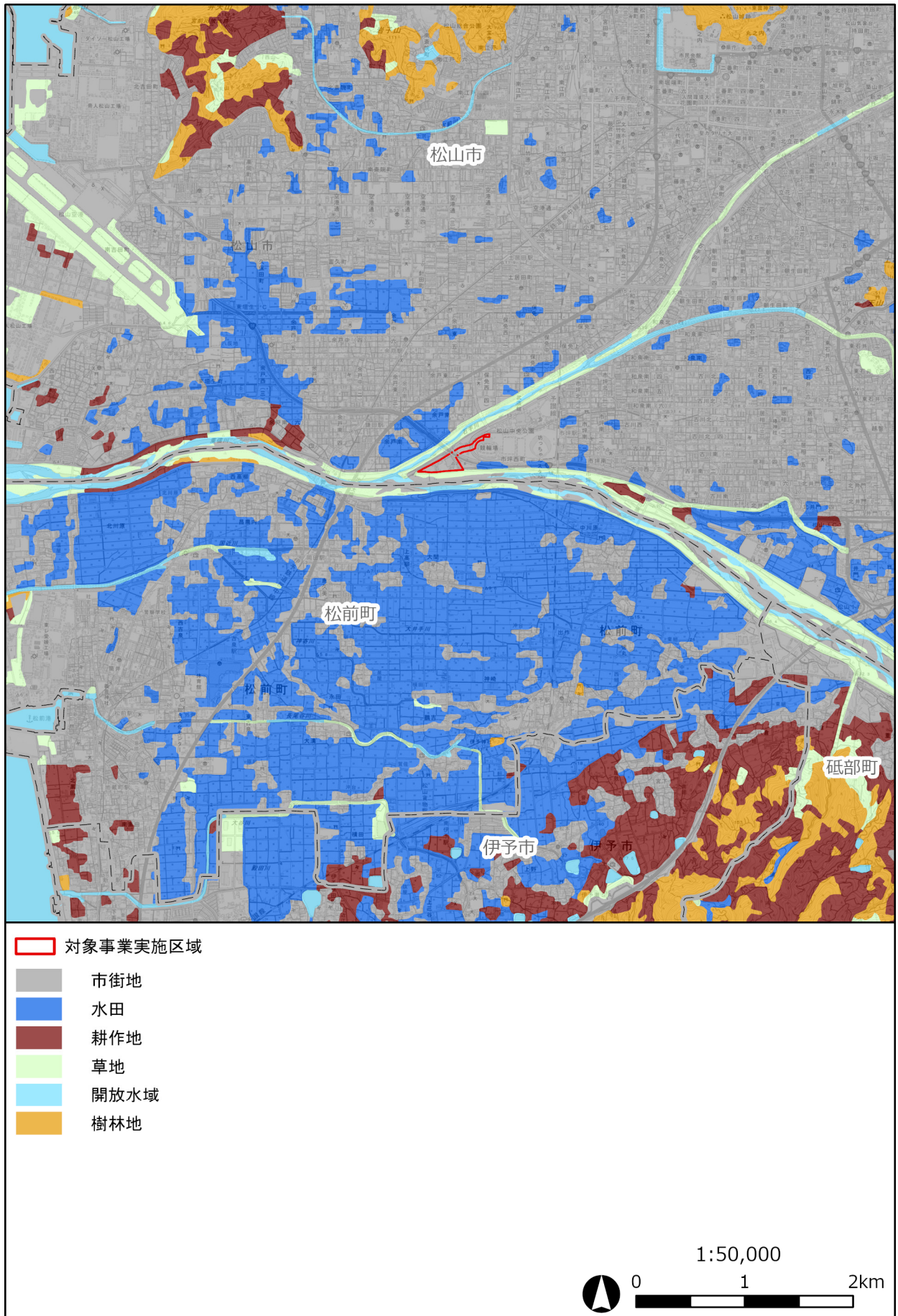


図 3.2-20 環境類型区分図

## 2) 対象事業実施区域及びその周囲における食物連鎖の状況

対象事業実施区域及びその周囲の基盤環境を基に、文献調査によって確認された生物種とその生息・生育環境の関わり、生物間の相互関係について、図 3.2-21 に示すとおり、食物連鎖模式図に整理した。

対象事業実施区域は図 3.2-18 に示した現存植生図では、「市街地」となっている。

対象事業実施区域及びその周囲では、重信川を挟んで北側は主に市街地、南側は主に水田となっている。対象事業実施区域は市街地の中に位置しているものの、その周囲には河川、水田、耕作地及び樹林地と自然環境が成立している。

河川には、主に竹林・河川砂礫地、外来草本群落・クズ群落を生産者とし、低次消費者として水生昆虫類、甲殻類、貝類が生息している。これらの底生動物を餌とするオイカワ、カワムツ等の魚類、クサガメやミシシippアカミミガメ等の爬虫類が生息し、さらにそれらを餌とするカイツブリやカワウ等の鳥類が生息している。これらを餌とする高次消費者として、キツネ、シベリアイタチ等の肉食性哺乳類、サシバやモズ等の猛禽類が生息している。

市街地には、主に緑の多い住宅地、自然裸地を生産者とし、低次消費者としてセミ類、チョウ類等の昆虫類が生息している。これらの昆虫類を餌とするニホンヤモリ、ニホントカゲ等の爬虫類、ハクセキレイ、ホオジロ、ムクドリ、ハシブトガラス等の鳥類、ドブネズミ、クマネズミ等の小型哺乳類が生息している。さらにこれらを餌とする高次消費者として、キツネ、シベリアイタチ等の肉食性哺乳類、サシバやモズ等の猛禽類が生息している。

水田には、主に水田雑草群落、放棄水田雑草群落を生産者とし、低次消費者としてバッタ類、チョウ類、カメムシ類の昆虫類が生息している。これらを餌とするツバメ、タヒバリ、カワラヒロ等の鳥類、ニホンアマガエル、トノサマガエル等の両生類、アカネズミ、ヒメネズミ等の小型哺乳類が生息し、それらを餌とするシマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシ等の爬虫類が生息している。さらにこれらを餌とするタヌキ、イノシシ、アナグマ等の雑食性中型哺乳類が生息し、これらを餌とする高次消費者として、キツネ、シベリアイタチ等の肉食性哺乳類、サシバやモズ等の猛禽類が生息している。

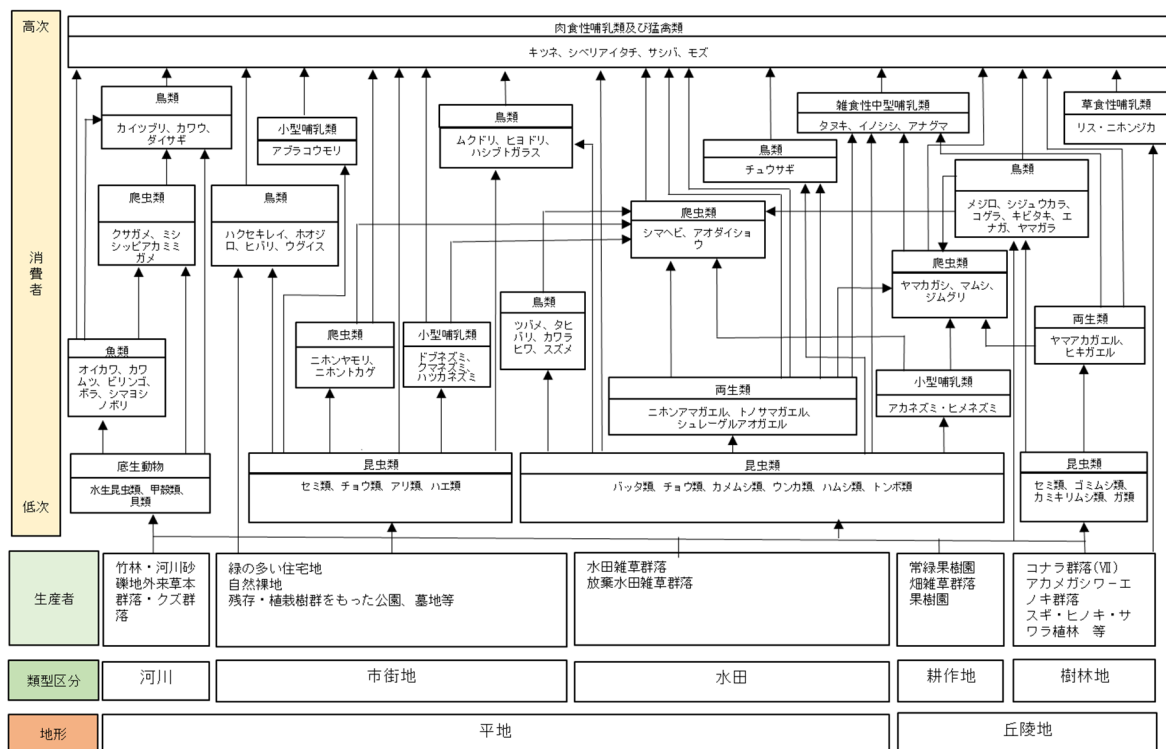


図 3.2-21 対象事業実施区域及びその周囲において想定される食物連鎖模式図

### 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### (1) 景観

##### 1) 眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の概要は表 3.2-57 に、主要な眺望点の位置は図 3.2-22 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には主要な眺望点が6箇所存在する。

表 3.2-57 主要な眺望点の概要

No.	眺望点	概要	出典
1	松山城 城山公園	市内中心部に位置し、天守の最上階からは松山平野や瀬戸内海などが見渡せる。堀之内を含む城山公園全体が国の史跡になっているほか、松山城内の21棟が重要文化財に指定されている。市街を一望できる夜景スポットや、桜の名所としても有名である。	①②
2	松山総合公園	山頂にはヨーロッパの城をイメージした展望塔がある。松山平野が一望できるほか、季節の草花や遊具が豊富で大人から子どもまで楽しめる。	①②
3	松山空港 送迎デッキ	松山空港の3階には滑走路を一望する広い送迎デッキがあり、夜間はライトが輝く滑走路から飛行機が飛び立つ様子や着陸する様子が見られる。	①
4	伊予灘 サービスエリア	道後平野や伊予灘を望む高台に位置し、広い展望スペースから見渡す景色が美しい景観スポットとなっている。	①④
5	石手川公園・緑地 (末広橋付近)	石手川沿いに整備された公園・緑地であり、末広橋付近は桜も多い。	②
6	川口大橋	東に石鎚山の朝日・西に伊予灘の夕日を眺めることができ、河口は渡り鳥の楽園となっている。	③

注)表中のNo.は、図 3.2-22に対応している。

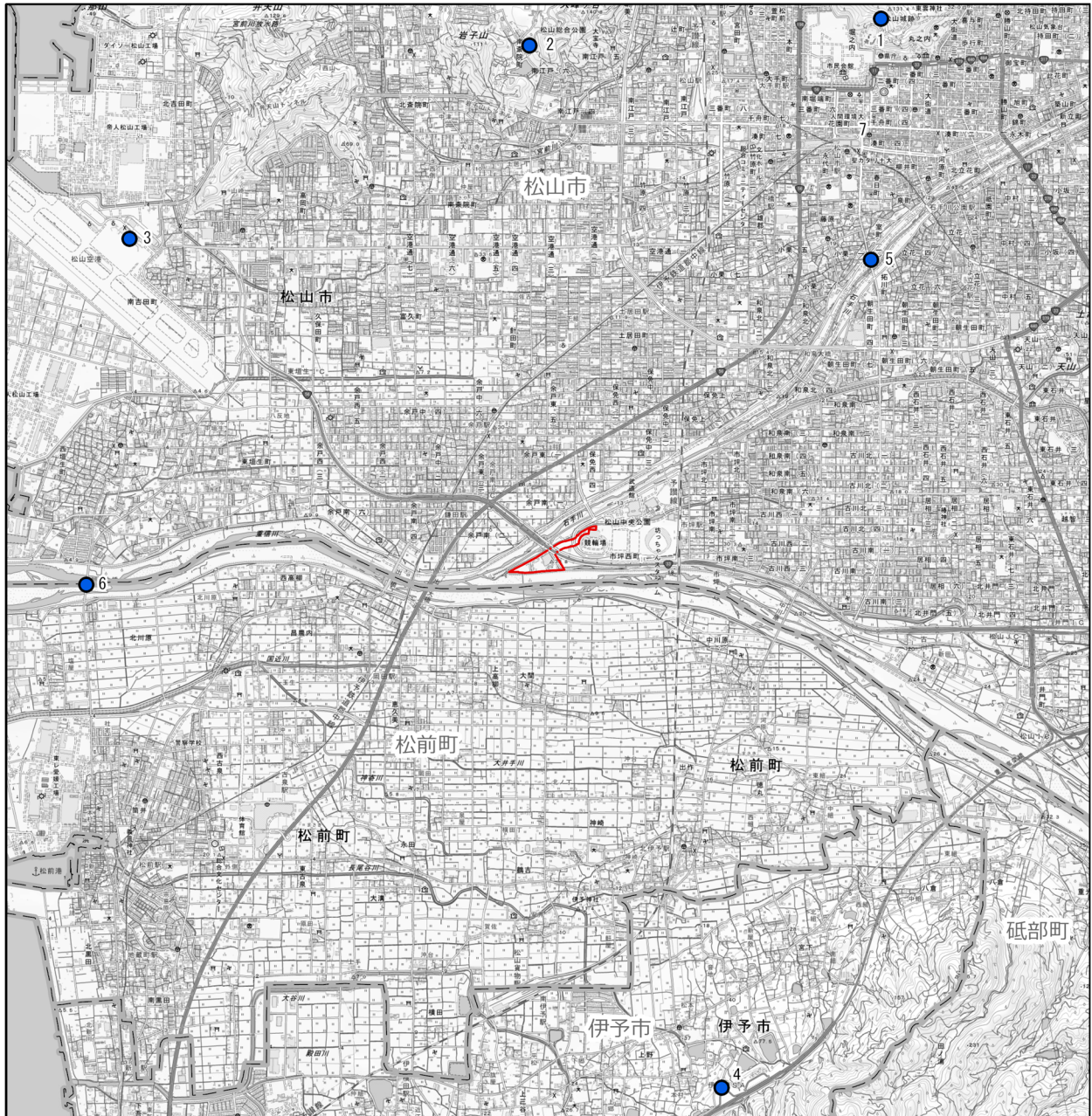
出典：①「松山市公式観光WEBサイト」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

②「まつやまの大切にしたい景観100選」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

③「まさきえ〜とこマップ」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)

④「愛媛県伊予市観光公式WEBサイト 伊予市色々」

(令和7年10月閲覧、一般社団法人伊予市観光物産協会ソレイヨホームページ)



対象事業実施区域

● 主要な眺望点の位置

注) 図中の番号は、表 3.2-57 に対応している。

- 出典：「松山市公式観光WEBサイト」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）  
「まつやまの大切にしたい景観100選」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）  
「まさきえ〜とこマップ」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）  
「愛媛県伊予市観光公式WEBサイト 伊予市色々」（令和7年10月閲覧、一般社団法人伊予市観光物産協会ソレイヨホームページ）

1:50,000

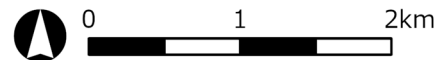


図 3.2-22 対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点

## 2) 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況は表 3.2-58 に、景観資源の位置は図 3.2-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には景観資源が 10 箇所存在する。

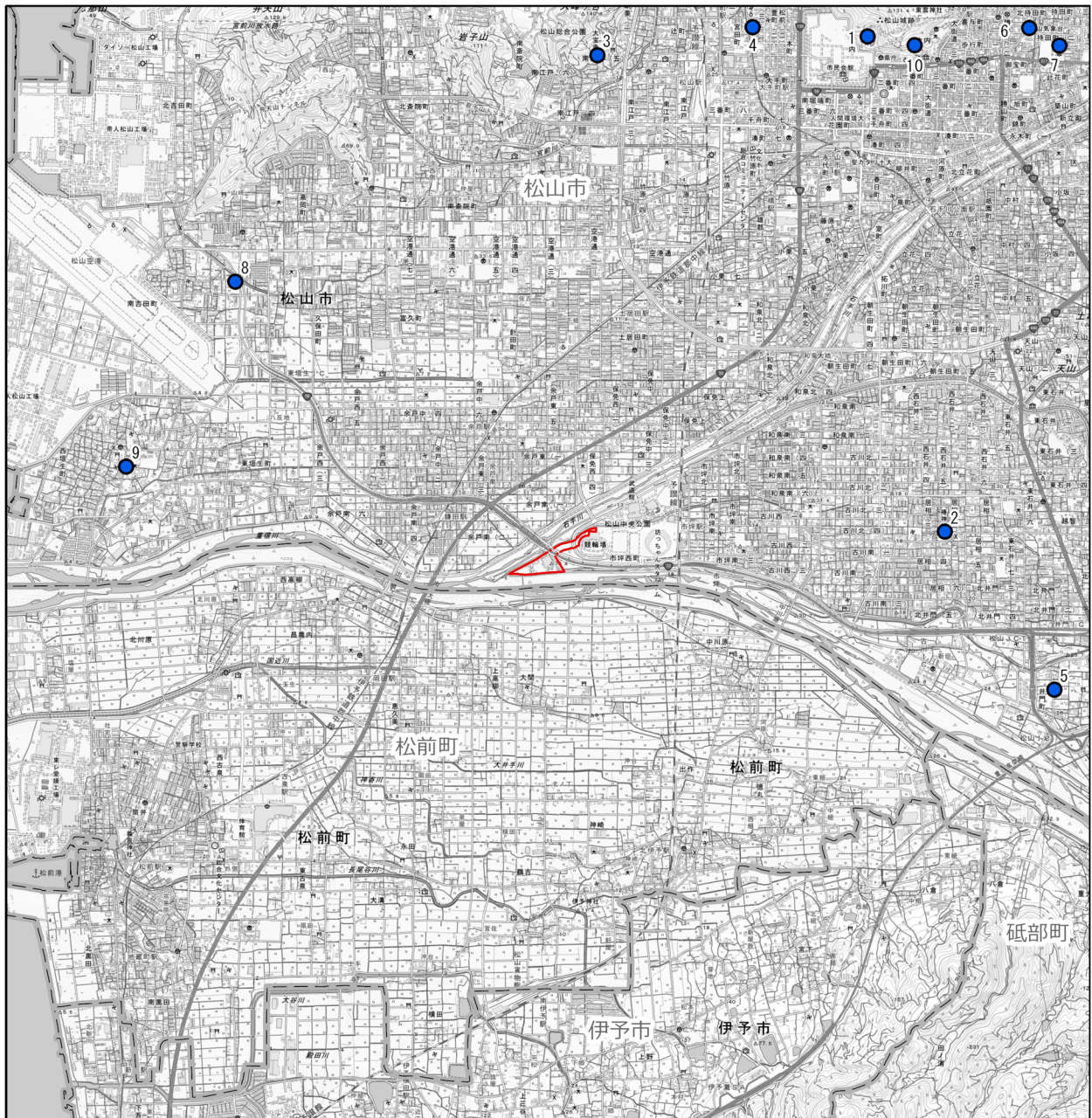
表 3.2-58 景観資源の状況

No.	景観資源	概要	出典
1	松山城二之丸史跡庭園	松山藩主の邸宅の間取りを再現した庭園で、松山城の城山中腹にある。庭園の北半分は「表御殿跡」という柑橘・草花園で、各地のカンキツ類や草花で間取りを表現している。西南部は「奥御殿跡」という流水園で、水と砂利と芝生で間取りを表現している。	①②
2	伊豫豆比古命神社(椿神社)	「縁起開運」「商売繁昌」の神として崇められ、「椿神社」「椿さん」の通称で親しまれている。2000 年を超える長い歴史を持ち、「愛媛」の県名の由来にもなった愛比売命も祀られている。	①②
3	大宝寺(うば桜)	本堂は建築様式から鎌倉前期のものと思われ、県下では最古の木造建造物であり、国宝に指定されている。春には、自らの命と引き換えに、姫様の病気治療を薬師如来に祈願した、乳母の遺言で植えられたという「うば桜」(松山市の天然記念物)が花をつける。	①②
4	庚申庵	俳人・栗田樗堂が俳諧などを楽しむために寛政 12 年に作った草庵で、平成 15 年に史跡庭園として復元された。建物の南側には風雅な庭園があり、毎年 4 月～5 月にかけて咲くシダレザクラやノダフジの花が名物となっている。	①②
5	豊島家住宅	主屋、表門、長屋門、長屋、米倉、衣装倉、中倉等からなり、大庄屋、あるいは大庄屋格の家柄に相応しい大型民家である。	②
6	松山地方气象台(旧愛媛県立松山測候所)	昭和 3 年(1928 年)に建築された歴史的景観を形成する重要な建物である。	②
7	明教館	文政 11 年(1828 年)、藩士の文武稽古所として建てられた藩校の講堂である。	②
8	松山航空基地跡地(掩体壕)	松山空港近くに残る装備や物資、人員などを敵の攻撃から守るための施設である。	②
9	鍵谷カナ頌功堂	伊予絣の創設者・鍵谷カナの功績を讃え、昭和 4 年(1929 年)に建設された頌功碑である。	②
10	萬翠荘	国の重要文化財に指定されている。大正 11 年(1922 年)の建築当時の様子をそのまま残す貴重な建築物である。	②

注)表中のNo. は、図 3.2-23に対応している。

出典：①「松山市公式観光WEBサイト」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

②「まつやまの大切にしたい景観100選」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)



対象事業実施区域

● 景観資源

注) 図中の番号は、表 3.2-58 に対応している。

出典：「松山市公式観光WEBサイト」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「まつやまの大切にしたい景観100選」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

1:50,000

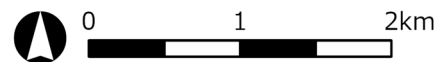


図 3.2-23 対象事業実施区域及びその周囲における景観資源

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.2-59 に、人と自然との触れ合いの活動の場の位置は図 3.2-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には人と自然との触れ合いの活動の場が 18 箇所存在する。

表 3.2-59(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	出典
1	重信川サイクリングロード 【松山市コース】	サイクリングロード沿いには公園や施設があり、遊んだり休憩したりしながらのんびりとサイクリングを楽しめるコース。	①
2	重信川サイクリングロード 【松前町コース】	サイクリングロード沿いには美しい水辺の景観を楽しめる親水公園などがあり、写真撮影なども楽しめるコース。	①
3	松山総合公園	松山市制 100 年を記念して造られた公園で、人と自然のふれあいの場として、お子さまからお年寄りの方々まで多くの方々に親しまれている。	②
4	出合のいもたき	河川敷で月を肴に秋の味覚の里いもを炊いて味わう行事。重信川に架かる出合橋の下の河川敷会場では、約 40 年間にわたり続けられている。秋の夜長に人々がいもたきの鍋を囲む光景は愛媛県の秋の風物詩となっている。	③
5	東雲地区 【彩りお城下めぐり】	春は桜やツツジ、夏は木々や山々の緑、秋にはイチョウが楽しめる。	④
6	八坂地区 【ホテルの里と校区一周】	一年を通して石手川沿いの木々がきれいで楽しめる。	④
7	番町地区 【桜と歴史めぐり】	春には松山市で一番最後に咲くと言われる八重桜(三番町の桜並木)を見ることができる。	④
8	素鷲地区 【石手川散策】	春には石手川沿いたくさんの桜が咲き、見事な景色を楽しめる。	④
9	新玉地区 【フラワーロード】	春は三番町通りや幸町公園の桜、夏は千舟町通りのさるすべり、秋は万徳寺のイチョウが楽しめる。	④
10	味生地区 【宮前川ロマンス街道】	春は宮前川沿いにさくらが咲き、楽しみながらウォーキングできる。	④

表 3.2-59(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	出典
11	余土地区 【楽しもう！史跡めぐり・さくらの小径（こみち）】	洗地川にはたくさんの鯉がおり、川の両サイドの土手は、歩きながら四季折々の田園風景をたのしむことができる。	④
12	石井地区 【はなみずき・カメラア通りをウォーキング】	歩道がゆったりと広く平坦で、桜、はなみずき、さるすべりなど、さまざまな樹木を楽しむことができ、ウォーキングに最適である。	④
13	夕日の名所・野鳥の楽園 重信川河口コース	重信川河口は四国の水辺 88 箇所選ばれており、1 年を通してサギ・アジサシ・カモなどの野鳥を見ることができる。	④
14	カメラア通り・椿参道めぐり	地元でウォーキングコースとして人気の、カメラア通りと椿参道をめぐる。椿神社の境内には、晩秋から金木犀が香り、やがて椿・寒桜・藪椿がところ狭しと咲き誇る。	④
15	有明公園	川が地区の人々の生活に密着した場となっており、国近川の残された自然環境を高めつつ、地区住民や泉のエリアを散策する人たちの休憩、語らいの場となっている。	⑤
16	松前公園	花見の名所で、アマヤドリやフゲンドウの八重桜が美しく咲き、一周 600m の遊歩道にはアスレチックも整備され、一年中楽しめる。	⑥
17	ひよこたん池公園	重信川の伏流水が湧き出る大切な水源地であり、水生植物が多く棲んでいて癒しの場になっている。親水公園として、大勢の人が四季を通じて楽しんでいる。	⑥
18	福德泉公園	遊具もあり水遊びもでき、子どもにも大人にもとっても好評な憩いの場となっている。大谷池から移植した桜がきれいに咲く。	⑥

注) 表中のNo. は、図 3.2-24に対応している。

出典：①「重信川サイクリングロードお出かけサイクリングコースマップ」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

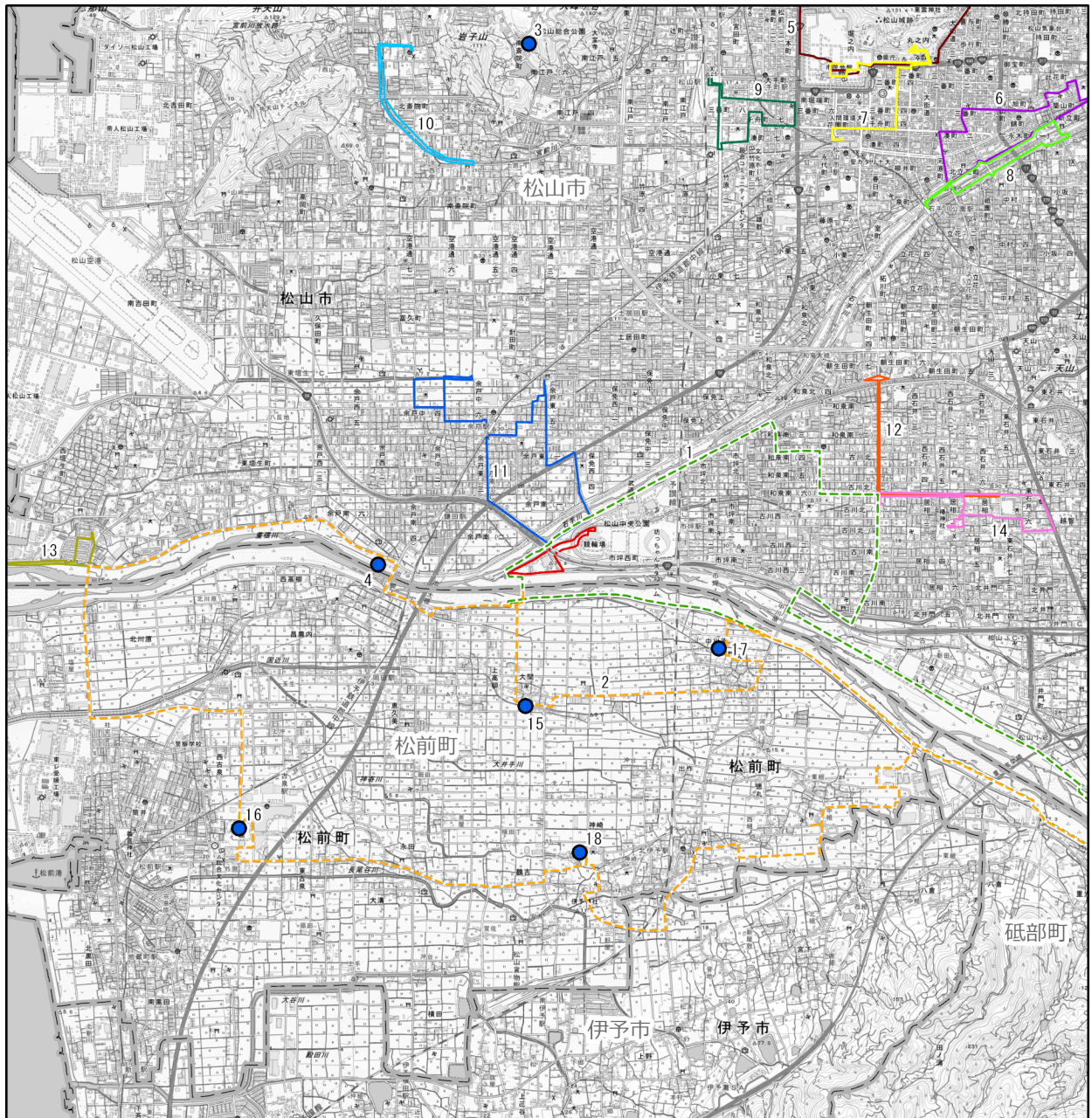
②「松山市公式観光WEBサイト」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

③「いよ観ネット」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

④「まつやまスマイル（笑顔）ウォーキングマップ」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

⑤「有明公園<<親水公園>>」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）

⑥「まさきえ〜とこマップ」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）



対象事業実施区域

● 人と自然との触れ合いの活動の場

<サイクリングコース>

- 重信川サイクリングロード (松山市コース)
- 重信川サイクリングロード (松前町コース)

<ウォーキングコース>

- 東雲地区
- 八坂地区
- 番町地区
- 素鷺地区
- 新玉地区

- 味生地区
- 余土地区
- 石井地区
- 夕日の名所・野鳥の楽園 重信川河口コース
- カメラリ通り・椿参道めぐり

注) 図中の番号は、表 3.2-59 に対応している。

出典：「重信川サイクリングロードお出かけサイクリングコースマップ」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)  
 「松山市公式観光WEBサイト」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)  
 「まつやまスマイル(笑顔)ウォーキングマップ」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)  
 「まさきえ〜とこマップ」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)

1:50,000

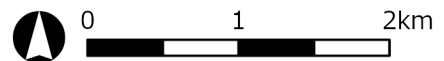


図 3.2-24 対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場